

批判的合理主義研究

Studies in Critical Rationalism

2022

Vol. 13, No. 2

日本ポパー哲学研究会事務局機関誌編集部

(2022年12月号)

CONTENTS

<第32回年次研究大会自由論題発表報告>

「社会科学における合理性原理の認識論的身分と役割」	余 漢燮	2
「ポパーの三世界論と社会学」	犬飼 裕一	25
「実証主義的な知の概念が生み出す哲学的混乱——ポストモダニズムから現代の米国極左まで」	嶋津 格	33

<第 32 回年次研究大会自由論題発表報告>

社会科学における合理性原理の認識論的身分と役割¹

余 漢燮 (明治大学)

1. はじめに

すべての知的営みのプロセスと成果は用いられた方法によって規定される。それ故に、ある「方法 (method)」の科学性を問う「方法論(methodology)」は、われわれの知識の成長 (認識進歩) にとって決定的に重要な役割を果たすのである。ポパーの社会科学方法論は、存在論的側面としての「世界 3 論」と、認識論的側面としての「状況の論理または状況分析(以下、後者に統一)」を軸にしている。本稿の課題は状況分析における「合理性原理」の認識論的身分と役割を明らかにすることである。というのも、この論題は単純明快な論述を知識人の責務とするポパーの思想の中で極めて曖昧かつ難解であると言われており、看過できない誤解を招いているとみなされるからである。ポパーも“合理性原理は数えきれないほどの誤解を受けてきた”(水野博志訳, 1985 : 215) と述べており、その

身分と役割をめぐって数多くの批判が提起されている。

本稿の構成は以下の通りである。2 にて、ポパー自身による合理性原理に関する性格づけを紹介しながら、その補足を試みることによって合理性原理に関する理解を助ける。3 にて、ポパーの合理性原理に突きつけられた代表的で典型的な批判を紹介しながら、その批判に対する再反論を試みる。この試みによって合理性原理に対するほとんどすべての批判が誤解に起因しており、それ故に批判たり得ないことが明らかになるであろう。最後の 4 にて、2 と 3 での議論を簡略にまとめながら、合理性原理の認識論的身分と役割を明らかにするとともに、合理性原理とそれを活用する状況分析に対する筆者の考えを述べることにする。

2. ポパーによる合理性原理に関する性格づけと余の補足

ポパーは『合理性と合理性原理の規約』(1967, 1985)²において、ある社会状況のモデルを「動かす」ものは何であろうかに対

1 本稿は筆者の力不足で恥ずかしいものであるものの、小河原誠先生・堀田一善先生・檜原正勝先生・堀越比呂志先生・松尾洋治先生・戸田裕美子先生の励ましがなかったならば、今の筆者の置かれている状況からして完成できなかったはずである。この場をお借りして心より感謝の気持ちを伝えたい。

2 本稿の「参考文献」を参照されたいが、1963年2月26日のハーバード大学経済学部でのポパーの講演に基づいた論文の抜粋であり、1967年にフランス語バージョンで出版された。その和訳が『合理性と合理性の原理の規約』というタイトルで1985年に発表されたのである。和訳のバージョンでは「合理性の原理」となっているが、本稿では「合理性原理」に統一して表記することにする。本稿におけるこのラベリングの理由は、唯名論的に考

えれば、単なる約束事に過ぎないが、個人的には「合理性の原理」という表現が人間の認知的能力における合理性を指すようなイメージがあり、このようなイメージが「合理性原理」に対する無視できない誤解につながっているという主観的な認識による。というのも、「合理性原理」は、人間の認知的能力が合理的か否かの次元とは全く関係がなく、正確に言えば、行為者が構成したであろう「モデル=置かれている状況」を当該の行為者にとっての「理」だとすれば、行為者はその「モデル=理」に適合するように行為するということだけを意味すると思われるからである。また、「共通の一つの理」として各人が「モデル=置かれている状況」を等しく構成することは考えられない。それ故に、各人は「共通の一つの理」に一致するように行為するのではなく、各人がそれぞれ構成した「ゲシュタルト的状況

する答えとして「合理性原理」を提示した(水野博志訳, 1985: 214~215)。このポパーの自問自答は経験科学としての社会科学の探求において決定的に重要な出来事であったと思われる。何故ならば、社会科学の諸モデルに生命を吹き込む(animate) 合理性原理を意識的に用いて初めて、経験科学としての社会科学の理論体系の説明項が完備されるからである。以下では、ポパーによる合理性原理の性格づけの内容(水野博志訳, 1985: 215~218)を紹介しながら、その補足を試みることによって合理性原理に関する理解を助けたい。

■P (Popper) 1: 合理性原理は、ほとんど内容のない原理である。

⇒余の補足 1)

P1は合理性原理の「公理あるいは公準(以下、両者を互換的に用いる)」としての一側面を語っている。P1をより良く理解するために、Newton 力学において合理性原理とほぼ同様の役割を果たしていると思われる $F=ma$ を吟味してみることにしよう。 $F=ma$ は、巷間しばしば運動の第2法則として呼ばれているが、Newton が証明なしで用いた公理としての一つの原理である³。したがって、厳密に言うくと、 $F=ma$ は理性的思惟の産物であって、

＝状況モデル」に適合するように行為する。そのような行為の結果は、すべての行為者が「世界1」と「世界3(主に、制度)」からの制約を受けながらも各人の自由意志を発揮したものを反映するので、一定の範囲を示す形で社会現象として現れると推察される。今のところ筆者は、以上のような内容をポパーの合理性原理とそれを公理として活用する状況分析が極めて有効に反映しているとみなしている。

³ 長年、ニュートンの『プリンキピア』を研究しながらそれを講義している山口敦史(金沢工業大学)は、【第1回】ニュートン『プリンキピア』「確立された近代科学の方法論: 刊行当時をたどってわかる偉大さ」にて、以下のように述べている。“当初は、どのように運動の3法則が導き出されたのかが、『プリンキピア』に書かれていることを期待していたが、ほとんど書かれていなかった。先述した通り、見開きで公理としてあっさり完結している。ただ、新たな体系を一からすべて公理的に作りあげているので、シンプルで美しいと私は感じた。”

帰納的方法によって導出された経験的法則ではないことに注意されたい。また、その内容は、「加速度 a 」が「力 F 」に比例し、「質量 m 」に反比例するという関係を語っているだけである。同様に、合理性原理は「人々は置かれている状況にふさわしく行為する」という意味合いを有するのみであって、ほとんど内容のない公理⁴としての原理であることに鑑みれば、P1は納得できる主張になるであろう。

■P2: ①合理性原理は人間が常に或いは一般に合理的に行動するという経験的もしくは心理学的な主張とはほとんどあるいは全く関係がない。②それとは逆に、合理性原理は、われわれが状況分析において一モデルにおいて一すべての理論的努力、すべての説明的理論を包み制約する方法論的公準の一局面あるいは一帰結と考えられる。

⇒余の補足 2)

P2①は、合理性原理が(社会科学の理論体系の導きの糸としての最も基本的な仮定という)その公理的な性格から経験的な主張ではないので、その当然の帰結として、経験的(反証)テストの対象にはならないことを語っている。また、合理性原理は(主観的な)心理学主義を排除する⁵ことによって社会科学の

⁴ 理論体系の導きの糸として、つまりその体系における帰結を導出するために証明なしで用いる最も基本的な仮定を公理と呼ぶ。したがって、公理は理論体系の説明項において欠かせない要素であるが、その性格上、認識論的には「なるべくシンプルな内容(≒ほとんど内容のない≒自明ではないが、ほぼ当たり前な内容)」でなければならないだけでなく、そうならざるを得ない。一方、このような公理から演繹される経験科学、とりわけ社会科学の命題や仮説は反証可能性を持たない内容、つまりトートロジカルな内容であったり何も禁止しない内容であったりしてはならない。しかしながら、正当化主義に立って帰納的・統計的方法を採用する研究は「反証可能性を持たない内容を持つ(=極めて安全な)仮説を実証・検証・立証・確認しようとする」という点で、その不毛さに気づく必要がある。

⁵ ポパーは『歴史主義の貧困』(和訳、214頁)において、“社会科学は心理学的諸仮定とは比較的独立しており、心理学をあらゆる社会科学の基礎としてで

理論体系の客観的なテスト可能性を確保するための方法論的工夫の産物であり、それ故に心理学的な主張とも無関係であることを語っている。

P2②は、合理性原理が社会科学の理論体系の公準としてその体系の頂点に位置することによって、「状況モデル(タイプとしての条件の束=原因)」を作動させて「タイプとしての出来事(被説明項=結果)」を導出する役割(理論体系を包む役割)を果たしていることを語っている。また、行為者は自らが構成した状況モデル(ゲシュタルト的状況)にふさわしく行為する、つまりその範囲内でしか行為しないという禁止を設ける役割(理論体系を制約する役割)を果たすことによって、合理性原理を用いた状況分析の反証可能性がいかん確保されるかを語っている。

■P3:①われわれが(合理性原理という)方法論的公準を採るならば、(合理性原理という)活動法則⁶はその時一種のゼロ・ポイントの原理となろう。②実際、その原理は次のような言葉で述べられるであろう。われわれはわれわれのモデル、状況を設定した時、ひとつのことしか前提としていないのである。すなわち、当事者たちはモデルの枠内で活動し、

はなく、他のものとならぶいま一つの社会科学として扱うことが可能だ”と述べている。批判的合理主義が心理学主義を排除しようとする理由は、個人の心理に還元する説明は、客観的なテストができないだけでなく、ほとんどの場合、社会現象は個人の心理(意図)通りにはいかないからである。したがって、「意図せざる帰結」は「問題」の別称である。この意味において、社会科学の課題は「意図せざる帰結=問題」を解決するための知識の成長(認識進歩)であると言えよう。

⁶ 合理性原理とほぼ同様の役割を果たしていると思われる $F=ma$ が一般的に運動の第2法則と呼ばれているように、ポパーは合理性原理を活動法則と呼んでいるが、この呼び方は公理である合理性原理を経験的法則と誤解し、合理性原理に反証可能性を要求するといった外的批判を招きかねないと思われる。Newton 力学において、公理の一つである $F=ma$ は速度の変化 a の原因が F であり、両者が比例関係にあることを語っているだけで、 F の原因について

彼らはその状況に置いて暗に示されているものから「いくつかの帰結を引き出す」ということだけを前提とするのである。

⇒余の補足3)

P3①において、合理性原理が「一種のゼロ・ポイントの原理」⁷となるというのは、次のことを意味する。われわれは理論体系を構築する際、無限後退を避けるために、理論体系の頂点に導きの糸としての公理、つまりその体系の帰結を導出するために証明なしで用いる最も基本的な仮定を置かざるを得ない。例えば、ニュートンは『*Philosophiae Naturalis Principia Mathematica*: 自然哲学の数学的原理』において、運動の3法則(厳密には運動の3原理)を公理として置いて、地上界と天上界の様々な運動をその3つの原理から幾何学的(厳密な演繹的)アプローチによって統合的に導いた。そのうち、第2の原理である $F=ma$ は多くの面において、合理性原理と同様の役割を果たしているとみなされる。というのも、両者の公理はニュートン力学と社会科学の理論体系におけるそれぞれのモデルを動かす、現象のレベルでの変化を引き起こす作動原理であるとともに、価値中立的(ニュートラル的)であって、各々の公理を手掛かりにそ

てはいかなる説明もなされていない。合理性原理と同じく、 $F=ma$ も経験的法則ではなく、公理であるので、経験的反証テストの対象ではないし、十分に真に近い偽であるという点で、両者を法則ではなく、公理としての原理と呼んだほうが適切であろう。因みに、後のアインシュタインは一般相対性理論において、ニュートン力学では謎のままであった重力の原因が質量を持つ物体による時空の歪みであるという説明を与えている。

⁷ 合理性原理が一種の「ゼロ・ポイントの原理」となるというのは、その公理的性格を言い表しており、問題のない記述である。しかしながら、『フレームワークの神話: 科学と合理性の擁護』(1998)の第8章の294頁、注8において合理性原理の「ゼロ(・ポイント)の原理」としての性格に関する理解を助けるために、ポパーは『歴史主義の貧困』での「ゼロ方法」に関する記述の参照を薦めているが、その記述には看過できない問題があると思われる。その問題に関しては、本稿の4にてより詳細に説明する。

それぞれの理論体系の演繹が始まるので、一種のゼロ・ポイント（一切の評価を受けず、ただ在るだけという状態）の原理と言えらるからである。したがって、経験的命題ではない合理性原理を経験的テストにかけて反証しようとする試みはその意義を主張できないだけでなく、「諸個人の行為」と「その結果としての社会現象」間の関係（マイクロ・マクロ・リンク問題）を分析の対象とする社会科学においてその原理を代替しようとする試みは不成功に終わるのである。

P3②は、ニュートンの研究方法と関連づけて理解される必要があると思われる。ニュートンは、ガリレイやデカルトによってほぼ同じ形で提唱されていたものを「運動の第1原理（慣性の原理：すべての物体は、外部から力を加えない限り、静止している物体は静止状態を続け、運動している物体は等速直線運動を続ける）」として整理した。ということは、ニュートン力学において運動の第1原理に該当する現象は正味の力がゼロ（ $\Sigma F=0$ ）であるので、分析や説明の対象ではないことを物語っている。したがって、「運動の第2原理、 $F=ma$ 」は、速度に変化が生じたのであれば、その原因がF（力）であることを物語っている。このように、 $F=ma$ は速度に変化が生じた場合だけを前提にして帰結を（演繹的に）引き出すことがニュートン力学の分析の対象と方法であることを含意している。これとほぼ同様に、合理性原理も行為者は自らが構成した状況モデル（ゲシュタルト的状況）にふさわしく行為するという制約や禁止を設定することによって、その原理を用いた理論体系の適用範囲を定めるとともに、反証可能性を確保している。すなわち、行為者は自らが構成した状況モデルの枠内でしか活動しないという制約や禁止を公理のレベルで設けることによって、理論体系の反証可能性が確保されるのである。

■P4：合理性原理の採用は、方法論的公準の

副産物と考えることができる。（つまり）この原理は説明的経験理論もしくはテスト可能な仮説の役割を果たさない。なぜなら、ここでは説明的経験理論あるいは仮説は、様々なモデル、様々な状況分析からなっているからである。経験的レベルで多かれ少なかれ有効であり得るのはこうしたモデルないし状況分析である。そしてそれらは議論可能、批判可能であり、その有効性はしばしば効果的にテストされ得る。

⇒余の補足4)

P4は合理性原理が公理であることを理解すれば、批判的な討論やテストの対象はその原理ではなく、理論体系の前提（説明項）を構成する残りの要素、つまり状況モデル（タイプとしての条件の束）にならざるを得ないことを語っている。言い換えれば、合理性原理が公理である以上、理論体系において経験世界と接点を持たせる役割を果たすのが状況モデルであり、それ故に状況モデルが経験的反証テストの対象になる。例えば、【「合理性原理」と「価格が上昇あるいは下落するに必要なタイプとしての条件の束（状況モデル）」の連言＝説明項】から、【需要量は減少あるいは増加するというタイプとしての出来事＝被説明項】を演繹する理論体系Aを構築したとしよう。その後、理論体系Aの反証事例（価格が上昇あるいは下落したにもかかわらず、需要量は増加あるいは減少したというタイプとしての現象）が報告された場合、批判の矢を合理性原理ではなく、状況モデルに向けてその修正を図ったり、別の状況モデルを構築したりせざるを得ない。前者の場合、理論体系Aはあらゆる財に該当する説明や予測ではなく、正常財の範囲内でしか通用しないというその限界が明らかになるのである。また、後者の場合、その「反証事例＝被説明項」を演繹する「合理性原理と別の状況モデル＝説明項」からなる新たな理論体系Bを構築することによって、正常財と逆の動きを示す財としてのギッフェン財の正体が明

らかになっていくのである。これがわれわれの認識進歩の典型的な例であると言えよう。

■P5：合理性原理は、経験的命題もしくは心理学的命題の役割を果たさない。

⇒余の補足 5)

P5は、P2①における「主張」という部分が「命題」に変わっただけで、同様の内容である。「主張」が「命題」に変わったという意味合いは、「主張」と「命題」の違いを考えれば、客観的に真偽の判定が可能な主張あるいは言明を命題と呼ぶので、ポパーはP5で、合理性原理が公理であって、経験的もしくは心理学的テストによる真偽の判定の対象ではないことをより一層強調しているとみなされる。

■P6：合理性原理がア・プリオリに真であるという主張は誤っている。

⇒余の補足 6)

P6は、認識論におけるポパーの最大の貢献、つまり「正当化主義から非正当化主義への転回」と関連づけて理解する必要がある。プラトン以降、ポパーの認識論（非正当化主義）が登場するまで、根拠のない主観的信念であるドクサ（doxa：臆見）の対立概念としてエピステーメー（episteme：真知）を前提とした正当化主義の伝統が無批判的に受容されてきた。このように、知識は真でなければならないという、知識の不可謬性を前提とした正当化主義の永い伝統に支えられ、科学の目的が確実性の探求であるという誤解から、（ポパーの言うように合理性原理が経験的命題ではないとしても）、合理性原理はア・

プリオリに真でなければならないという誤解が生まれたと推測される。とりわけ、この種の「真なる（自明な）前提」から「（自明ではないが）真なる帰結」を引き出そうとする誤解の典型的な例として、デカルトが方法的懐疑によってたどり着いた彼の第1の公理、「我思う、ゆえに我あり」を挙げることができよう。デカルトはその公理が確実に真（自明）であるとみなし、その確実に真なる公理から演繹していけば、明証的で確実な真理を手に入れることができると思いこんでいた。このように、確実な知識を獲得するためには、確実な基礎づけや源泉をみつけないといけないという基礎づけ主義や本質主義はミュンヒハウゼンのトリレンマに陥らざるを得ない。われわれは経験科学の営みにおいて、確実な出発点や基礎となる公理を手にすることができないだけでなく、たとえ手にしたとしてもそれが確実な出発点や基礎であることを確かめる術をも持ち合わせていない。仮に、そのような公理としての原理を手にした場合、非決定論的な経験世界の動態性や複雑性あるいは錯綜性を扱えないだけでなく、何よりも当の理論体系は（論理的な誤りを除いて）反証が許されず、それ故に経験世界に関する認識進歩は期待できなくなってしまう⁸。この意味において、ポパーによるわれわれの認識能力の可謬性を踏まえての「正当化主義から非正当化主義への転回」は、認識論の歴史において決定的に重要であり、最も高く評価しなければならない出来事であったとみなされる。ポパーが提唱する非正当化主義に基づけば、われわれは不完全で不安定な基礎や出発点から始めなければならないだ

⁸ われわれが確実な出発点や基礎となる公理を手にしたということは、言い換えれば、言葉の厳密な意味において、全く例外のない究極の本質としての法則を手にしたということであり、その時、公理という名称は存在意義を失うことになる。そのようになれば、われわれの認識進歩の旅は、終点に着いたことを意味し、不要なものとなる。全知全能ではないわれわれはそのような法則を手にすることができないし、その存在を立証することもできない。したがって、巷

間しばしば言われるごとく、経験科学の目的は法則の定立や確立であるという見解は修正されなければならない。にもかかわらず、われわれが敢えて法則的言明の形で仮説を提示する理由は、仮説の反証可能性をなるべく高めて効果的で効率的に誤りを排除するためである。われわれの認識進歩は誤りの排除によってのみ達成できる。言い換えれば、それによってのみ統制概念あるいは規制概念としての真理へ接近することができるのである。

けでなく、そこから始めたとしても、反証可能性を意識的に確保することによって、知識を成長させることができるのである。より果敢に言えば、むしろ不完全で不安定な基礎や出発点だからこそ、理論体系の反証可能性が確保され、われわれの知識の成長（認識進歩）が期待できるのである。

■P7：普遍的に真でない原理は偽である。したがって、合理性原理は偽である。

⇒余の補足7)

P7はP6と整合的であり、それを支える論拠になる。公理としての合理性原理が偽であることは非常に重要な含意を持っているが、その詳細はP10の補足で述べることにする。ここでは、公理の性格規定上の変化についての確認だけをしておくことにする。永い間、公理は「自明の理あるいは自明な命題」としてみなされてきたのであり、そのような公理から、(自明ではないが)正しい命題を導き出すことが理論的営みであると考えられていた。紀元前3世紀ごろに集大成されたと言われているユークリッドの『原論(ストイケイア)』では、既に、このような「公理化的方法」によって幾何学が記述されていた。その5つの公準のうち、第5番目の「平行線公準」はその他の公準に比べて冗長で、あまり自明であるとは思われなかったため、他の公準から導けるものではないかと考えられていた。時を経て、19世紀になると、平行線公準の代わりに、それを否定した言明を公準として用いても新しい幾何学が可能であることが判明された。これが非ユークリッド幾何学の誕生の経緯である。こういった事情から次第に、公理あるいは公準というのは「自明の理あるいは自明な命題」ではなく、「その他の命題を導き出すために導入される最も基本的な仮定、つまり当の理論体系の導きの糸となる仮定」であるという認識が得られるようになったのである。したがって、公理あるいは公準は必ず真でなければならないと

か、真であることにしようという認識は打ち破れることになった。形式科学の一分野である数学でさえ、公理あるいは公準に対する認識が変わってきているのに、経験科学における公理あるいは公準を「自明の理あるいは自明な命題」とみなす認識は見直されなければならない。要するに、公理としての合理性原理が偽であっても、(もちろん完全に偽ではない必要はあるが)、社会科学の探求において全く問題にならないだけでなく、むしろ程よく偽であるからこそ、それをを用いる理論体系の反証可能性が確保されることに気づく必要がある。P7は、ニュートン力学の公理の一つとして用いられた $F=ma$ にも言えることであり、したがって、「われわれには不可能である確実な出発点」にこだわる必要など全くないと言えよう。

■P8：わたしは適合的行動の原理(合理性原理)を社会科学におけるすべてのあるいはおよそすべてのテスト可能な理論の必要不可欠な部分と考えている。

⇒余の補足8)

P8に関しては余の補足2)②と3)②を参照されたいが、ここでは次の2点を付言しておくことにしたい。第一に、「諸個人の行為」と「その結果としての社会現象」間の関係を分析の対象とする社会科学のすべての理論体系に合理性原理が欠かせないことである。したがって、合理性原理が(意識されず)明示されていなかった従来の社会科学の諸理論は、作動原理を欠いているがゆえに、静態的なモデル(タイプとしての条件の束:原因)と被説明項(タイプとしての出来事:結果)だけで構成されていたことになり、経験科学の理論としては不十分であったと言えよう。言い換えれば、合理性原理を明示的に用いて初めて、静態的なモデルに「生命を吹き込む(animate)」ことができるのであり、静態的なモデルを作動させた結果である被説明項が導出されるという経験科学の一員として

の社会科学の理論になるのである。第 2 に、われわれは状況モデルの中身である条件の束を過不足なく揃えることができないので、状況モデルはもともと反証可能性を持っている。それにもかかわらず、われわれは状況モデルを構成する際、ケテリス・パリプス (*ceteris paribus*) に頼りながらも、できる限り反証に耐え得るように努めなければならないということである。このような状況モデルの性格に鑑みると、偽なる合理性原理を用いることによって理論体系の反証可能性をまず確保しておくことの意義が理解できると思われる。言い換えれば、社会科学の理論構築においてのカギは、反証に耐え得るように状況モデルを構築するとともに、反証事例が提示されたとき、状況モデルをどのように修正するかに関わっているのである。

■P9: わたしは、よき方法論的政策と実践とは、われわれの理論の不成功の責任を合理性原理に負わせないことであると考えている。すなわち、われわれは合理性原理ではなく、状況モデルを検討することによってさらに多くのことを学ぶことができる。

⇒余の補足 9)

P9 で述べられているように、理論体系の不成功の責任、つまり反証の矢を公理である合理性原理ではなく、状況モデルに向けることは当然である⁹。この方法論的方策がその場しのぎや反証からの免疫化を図る約束主義的策略ではない理由は、第 1 にポパーが言っているように、公理的性格の合理性原理ではなく、状況モデル(タイプとしての条件の束)を反証テストにかけることによってより多くのことを学ぶことができるからである。第 2 に、合理性原理に反証の矢を向け、その偽

なることを明らかにしたとしても、合理性原理が偽である (P7) ことを承知の上で活用しているので、その意義を主張できない。第 3 に、批判によって合理性原理を殺しても良いが、P11 にも書かれているように、それによって代わる社会科学の状況モデルを動かす公理があるのかに答えなければならない。第 4 に、最も重要と思われるが、合理性原理は十分に真に近い偽である (P10) からこそ、その真価を発揮しているということである。その理由は、余の補足 10) にて述べることにする。

■P10: 合理性原理は偽であるにもかかわらず、一般に十分に真実に近い。

⇒余の補足 10)

P10 には次のような含蓄があると思われる。一方の極端に合理性原理が完全に真であって状況モデルも完全に真であるならば、完全に真なる帰結だけが演繹される。また、もう一方の極端に合理性原理が完全に偽であって状況モデルも完全に偽であるならば、完全に偽なる帰結だけが演繹されることになる。経験科学におけるすべての理論体系はその間のどこかに位置することになるのは言うまでもない。したがって、ポパーが述べているように、合理性原理は偽であるにもかかわらず、一般に十分に真に近いので、経験科学としての社会科学の理論体系を構築する際、今のところ、最高の公理であると言える。何故ならば、合理性原理と状況モデル(タイプとしての条件の束)から構成される前提が真に近いほど、帰結のところにはそれだけ多くの真なる帰結と少ない偽なる帰結が引き出されるからである。この事実は、多くの真なる帰結を以って現象の説明や予測および応

⁹ 「合理性原理」や「 $F=ma$ 」と同様に、「質量保存の法則」も公理としての原理であるとみなされる。化学実験において、「質量保存の法則」に反する結果が得られた場合、批判の矢を「質量保存の法則」に向けるのではなく、実験に不手際はなかったか、ある

いは実験結果の解釈に問題はないかを十分に検討した後、モデルの修正を図るのである。要するに、「合理性原理」や「 $F=ma$ 」および「質量保存の法則」は、一定の範囲内で、偽であるが十分に真に近い公理としての原理である。

用ができつつ、少ないとはいえ、反証可能性を保障する偽なる帰結を以って知識の成長、つまり状況モデルの修正による認識進歩が期待できることを意味する。これが社会科学の理論を構築する際、合理性原理は偽であるにもかかわらず、なぜその原理が必要不可欠であって、実り多いのかに関する答えになると思われる。

■P11: 合理性原理を別のものと置き換えようとする試みがいずれも、モデルを作る際に恣意的なものになるように思われる。

→余の補足 11)

P11 は P9 と整合的であり、それを支える論拠になる。公理である合理性原理を偽なる経験的もしくは心理学的命題と誤解し、合理性原理を殺したとしよう。その場合、状況モデルは静止状態のままであり、変化を特徴とする経験現象、とりわけ社会現象を分析する社会科学の理論としての機能を果たせなくなる。それ故に、状況モデルに「生命を吹き込む (animate)」作動原理としての合理性原理は、社会科学のすべての理論体系において必要不可欠な要素となる。また、それを別のものと置き換えようとする試みとして考えられる、「人々は置かれている状況にふさわしく行為しない」という「非合理性原理」を用いた場合、この公理と「行為者が構成した状況モデル」との矛盾が生じることによって、理論体系が恣意的なものになってしまい、反証可能性を失うことにつながる。その意義を主張できなくなる。もちろん、筆者は批判的合理主義者として合理性原理を凌駕する認識論的に健全な社会科学の公理が提示されれば、合理性原理の擁護をやめることに吝かではないことは言うまでもなく、むしろそれを切実に願っている。

3. ポパーの合理性原理に対する代表的で典型的な批判と余の再反論

ポパーが提唱した合理性原理に対して数

多くの批判が提起されてきたが、以下では、その代表的で典型的とみなされる見解を紹介しながら、その見解に対する余の再反論を試みることにする。この試みによって合理性原理に対するほとんどすべての批判が誤解に起因しており、それ故に批判たり得ないことを明らかにしたい。

1) ケルツゲ (N.Koertge, 1979) による批判

■K (Koertge) 1 : “合理性原理に関するポパーの方法論的方策は、科学的方法に関する彼の一般理論と矛盾しているように思われる。私は、ポパーが合理性原理の経験的内容と批判可能性を過小評価していると主張する (Koertge, 1979 : 83)”。

⇒K 1 への余の再反論)

K 1 は P9 に対する批判であるが、主として P2 と P11 を理解すれば撤回されるとみなされる。ポパーの方法論的方策、つまり社会科学の理論体系の不成功の責任を合理性原理に負わせないのは、ニュートン力学の $F=ma$ に対しても当てはまる。代替案がないにもかかわらず、理論体系の導きの糸として欠かせない公理を否定すると、その時点ですべての理論体系は崩壊してしまう。より詳細に言えば、合理性原理を殺した場合、状況モデルを動かす原理を失うことになり、説明しようとする社会現象の動態性を無視することになってしまう。また、合理性原理の代案として「非合理性原理 (人々は置かれている状況にふさわしく行為しない)」を用いた場合、理論体系の説明項を構成する 2 大要素 [公理とモデル (タイプとしての条件の束)] が矛盾の関係になり、P11 に書かれているような恣意性を招いてしまう。すなわち、反証可能性が完全に消滅する理論体系になるのである。要するに、合理性原理によって社会科学の理論体系の反証可能性が確保されることを理解しなければならない。したがって、P9 が科学的方法に関するポパーの一般理論 (科学的

探究における批判の重視や境界設定基準としての反証可能性)と矛盾しているという K1 は、その説得力を完全に失うのである。むしろ、合理性原理は一種のゼロ・ポイントとして理論体系の頂点に置く、ほとんど内容のない原理、つまり公理であるので、その経験的内容と批判可能性を過大評価してはならない。以上により、K1 は批判たり得ないと言える。

■K2 : 合理性原理は、一方で「行為者の合理的熟考を説明する」合理的評価原理 [the Rational Appraisal Principle (Koertge, 1979 : 91)] として、他方で「彼らの合理的行為を説明する」合理的行為原理 [the Rational Action Principle (Koertge, 1979 : 91)] としての機能を果たすものである¹⁰。すなわち、ポパーの合理性原理は、一方で状況評価と意思決定との間を、他方で意思決定と行為との間を架橋するものである。したがって、「ポパーの合理性原理はほとんど空虚であるわけでは決してなく、その内容は、誤差 (error) や意思決定 (decision making) や信念形成 (belief formation) に関する補助理論を構築することによってさらに増大させることができる (Koertge, 1979 : 92)」¹¹。

⇒K2 への余の再反論)

K2 は P1 に対する批判である。確かに、合理性原理 (人々は置かれている状況にふさわしく行為する) には、一方で状況評価と意思決定との間を、他方で意思決定と行為との間を架橋するという内容が含蓄されているとみなされ得る。ポパーの場合、合理性原理にそれ以上の内容を持たせようとしなないのに対し、ケルツゲはより多くの理性的および心理的意味内容を持たせてその外延を拡大しようとするという相違がある。つまり、両者の間には合理性原理がほとんど内容のな

い原理か否か、その内容の追加は不必要か否かという見解の差異がある。しかし、ケルツゲの試みは合理性原理の身分と役割が一種のゼロ・ポイントとして説明項の頂点に置く公理であることを理解できず、その原理を被説明項にしてより多くの内容を詰め込もうとしているので、的外れの批判であると言わなければならない。その理由は、第1に自然科学か社会科学かを問わず、理論体系の頂点に置く公理は、その性格上、テスト可能な命題 (法則的言明) を演繹的に導き出すために証明なしで用いる最も基本的な仮定であり、認識論的にはなるべくシンプルかつ少ないことが要求されるからである。第2に、社会科学の理論体系の分析対象は諸個人の行為とその結果である社会現象間の関係、つまりミクロ・マクロ・リンク問題であり、その基本的分析単位は「世界1」と「世界3 (主に、制度)」からの制約を受けながらも自由意志を発揮しつつ、問題を解決しようとする諸個人の行為である。したがって、問題解決者としての個人の行為を説明・予測する理論体系を構築する際、今のところ、ポパーの合理性原理の内容で十分有効であると思われる。何故ならば、合理性原理の意味内容を増大させようとするケルツゲの試みは「信念形成」という個人の内的心理過程まで分析の射程をのばそうとするからである。言い換えれば、ケルツゲの試みは理論体系の反証可能性を確保するための方法論的工夫の産物である合理性原理の機能を喪失させ、ポパーが排除した心理学主義を再び取り戻そうとする試みに他ならないからである。

2) ラトシス (S.J.Latsis, 1972, 1983) による批判

■L (Latsis) 1 : ポパーの (合理性原理の) 取扱いは混乱し、あるいは故意に逃げをはか

¹⁰ 榎原研互・菊澤研宗(1988)の269頁を参照。ちなみに、榎原研互・菊澤研宗(1988)は、榎原研互・菊澤研宗(1987)を転載したものである。この論文は合理

性原理の身分と役割を理解するための最高の業績であると思われるので、ぜひ参考にしていきたい。

¹¹ 榎原研互・菊澤研宗(1988)の269~270頁を参照。

るものである (Latsis, 1983 : 133)¹²。

⇒L1 への余の再反論

L1は、K1と同じくP9に対する批判である。それ故に、P2とP11を理解すれば撤回される。これまで述べてきたように、ポパーの合理性原理の取扱いに混乱は認められない。ポパーが合理性原理を公理として用いた理由が反証テストからの故意的逃げや批判からの免疫化を図るためではなく、むしろ理論体系の反証可能性を確保するためであるので、L1は批判たり得ない。L1は、結局、ポパーが反証可能性を重要視しながらも、合理性原理を反証不可能なものとして取り扱っていることへの不満である。しかし、この不満は簡単に解消できると思われる。というのも、当然ながら批判的合理主義の教義に徹すれば、原則的に、合理性原理も批判可能ではあるものの、今のところ、認識進歩のために社会科学の理論体系を構築する際、必要不可欠な要素であるその原理を凌駕する公理が見当たらないだけであって、ある意味、仕方なくその原理を活用しているに過ぎないからである¹³。批判的合理主義者であれば、社会科学の諸モデルを動かす作動原理でありながら、その理論体系の反証可能性を確保する役割を果たす合理性原理を代替するだけの公理が提示されれば、進んでその公理を受け入れる用意ができてはいるはずである。

■L2 : 合理性原理に2つの自律的な役割を見出すことが可能である。すなわち、第1に心理学/神経生理学的架橋原理としての役割、第2に意思決定原理としてのそれである¹⁴。

¹² 榎原研互・菊澤研宗(1988)の267~268頁を参照。

¹³ 批判的合理主義がその方法として「批判や反証」という知的営みに最大限の価値や意義を見出す理由は、科学の目標である知識の成長にとって「批判や反証」が最も有効な手段になるからである。したがって、「知識の成長に結びつかない不毛な批判や反証を受け入れないで再反論すること」と「批判や反証それ自体を不可能にすること」とは区別しなければならない。それにもかかわらず、「批判の営みは批判可能ではない、あるいは反証主義は反証可能ではない」と言

第1の役割の場合、合理性原理は「ある特定の精神状態(意思決定を履行する意志)と、この意志を実現する適切な運動神経的諸反応との間の安定的連結を主張する」ものなので、結局それは「何らかの心理学的および神経生理学的内容を持たざるを得ない」(Latsis, 1972 : 225)ことになる¹⁵。

第2の役割の場合、合理性原理は「状況評価と意思決定との間のギャップ」(Latsis, 1972 : 227)を架橋する意思決定原理として理解される。つまり、それは行為者の意思決定過程を記述し、説明するものと考えられているのである。したがって、この場合も合理性原理は心理学的性質と無関係であるとは言えず、とりわけ不完全知識下にあつて、それは「記述心理学的あるいは社会心理学的意思決定論に等しい」(Latsis, 1972 : 225)ものとみなされる¹⁶。

⇒L2 への余の再反論

L2は、K2と同じくP1に対する批判であるが、合理性原理が説明項の頂点に位置する公理であることを理解しておらず、批判たり得ないと言わなければならない。また、ケルツゲの場合と同様に、ラトシスも合理性原理を被説明項にしてより多くの(心理学的、神経生理学的、社会心理学的)内容を詰め込もうとしており、何よりもポパーによって排除された心理学主義を復活させようとする試みであるという点で、ここでもK2への余の再反論が有効に適用できると思われる。

3) ハンズ(D.W.Hands, 1985, 1991, 1992, 1996)による批判

うだけで、批判的合理主義を論駁できている人々がいる。

¹⁴ 榎原研互・菊澤研宗(1988)の270頁を参照。

¹⁵ 榎原研互・菊澤研宗(1988)の271頁を参照。

¹⁶ 榎原研互・菊澤研宗(1988)の271頁を参照。但し、榎原研互・菊澤研宗(1987)での「社会学的意思決定論」を、本稿では「社会心理学的(social psychological)意思決定論」に修正した。

■H (Hands) 1 : ポパーn (自然科学の反証主義的哲学者としてのポパー) とポパーs (社会科学ないしは状況分析の哲学者としてのポパー) の間には「緊張」があり、矛盾している (Hands, 1991 : 108)。

⇒H 1 への余の再反論)

H 1 は、L1 および K1 と同じく P9 に対する批判である。結局、H 1 のような批判は、ポパーが繰り返し述べているように、“ひとたび自然科学について正しく理解することができれば、自然科学と社会科学の間にはきわめて多くの共通項がある (ポパー哲学研究会訳, 1998 : 268)” ことにハンズも気づいていないことを如実に物語っている。ハンズは合理性原理に批判の矢を向けないことがポパーn とポパーs の間の緊張や矛盾の原因であるとみなしている。しかし、これに対する筆者の再反論は自然科学、とりわけニュートン力学において合理性原理と同様の役割 (モデルを動かす作動原理でありながら、偽であるが十分に真に近い公理としての役割) を果たす $F=ma$ も、当然のように経験的テストの対象でもなく、批判の矢を向けて殺す対象でもないことを指摘すれば事足りると思われる。このように考えると、ポパーは「(非) 正

当化の文脈」¹⁷において自然科学か社会科学かを問わず、論理的および経験的反証テストを重視するという点で方法一元論を採用しているが、「発見の文脈」における理論構築の際には、両者の対象の違い、とりわけ人間の自由意思を考慮し、方法二元論を採用しているという解釈は、より慎重に再検討される必要があると思われる。何故ならば、自然科学も理論体系を構築する際に、「公理」と「モデル (タイプとしての条件の束)」をもって説明項を構成し、その連言から「タイプとしての出来事 (被説明項)」を演繹するという点で、社会科学と同様の「公理化的方法」を採用していると言えるからである。したがって、ポパーn とポパーs の間には、社会科学の場合、モデルの作動原理として「人間の自由意思を反映していると思われる合理性原理」¹⁸を用いる程度の違いを除けば、全くと言って良いほど両者の間には相違点はないと言えよう。

■H 2 : “合理性原理は社会科学的説明の説明項における一般法則として機能しているので、一般法則の身分としての必要条件を満たさなければならない。その諸条件のうち最も重要なのは、それが反証可能性をもつことで

¹⁷ 知的探求のプロセスを「発見の文脈」と「正当化の文脈」に分けたのは、論理経験主義者と呼ばれるのを好んだハンス・ライヘンバッハ (Hans Reichenbach) であったと言われている。それ以前に、イマヌエル・カント (Immanuel Kant) は、「事実問題 (quid facti) 」と「権利問題 (quid juris) 」に分けていた。筆者の場合、「知識創造の文脈」と「知識評価の文脈」に分けていた (余, 2011 : 10-12)。その分け方はともかく、すべての知的探求において、「正当化の営み」はドグマに走らざるを得ず、その果てには懐疑論に陥らざるを得ないことに鑑みれば、「正当化の営み」は「非正当化の営み」に代替されなければならない。この認識に基づいて、本稿では「(非)正当化の文脈」と表記した。

¹⁸ 筆者は、ポパーの合理性原理が「ほとんど内容のない原理 (P1) 」であるので、「人間は概ね合理的な存在であるとか、合理的な意思決定をするとか」といった内容を全く含んでいないと思っている。そのような行為者に対する認知的仮定に属する内容は、「条件の束の一要素」としてタイプ分けられた形で、「状況モデル」に反映される。例えば、経済学の場合、

他の条件はさておき、行為者の認知的な能力に関わる仮定として「完全合理的・限定合理的・非合理的」にタイプ分けしてモデルに取り込むと、「新古典派・新制度派・行動経済学派」のモデルが出来上がるのであり、各々のモデルの上に作動原理として合理性原理を置くと、それぞれの理論体系の説明項が完備されるのである。このように理解すれば、合理性原理が社会科学のすべての理論体系に欠かせない要素であり、合理的な行為だけでなく非合理的な行為をも「合理性原理を活用するポパーの状況分析」によって説明できることがわかるであろう。われわれは「完全自由」と「完全不自由」の間で各人の自由意志を発揮しながら生きている。したがって、われわれは意識しているか否かに関係なく、各人が認知的な合理性の度合いに応じてそれぞれの状況モデルを構成し、自らが構成した状況モデルに適合する形で、各人は「世界1」と「世界3 (主に、制度)」からの制約を受けながらも自由意志を発揮しつつ行為するのである。これが合理性原理に含蓄されているほぼすべての内容であり、合理性原理が人間の自由意志を反映していると思う理由である。

ある。もし合理性原理が（少なくとも潜在的に）反証可能でないならば、それをを用いた説明を単なる形而上学的な説明から区別することはできなくなる(Hands, 1985 : 87)”。ポパーが言うように、合理性原理が反証不可能であるとすれば、それを含んだ社会科学の説明は形而上学的な説明に接近することになってしまう。結果として、社会科学が自然科学と似ているとするポパーの主張は、まさに彼の擁護する社会科学的アプローチによって矛盾することになる。

⇒H 2 への余の再反論)

H 2 は、これまで繰り返し述べてきたように、合理性原理は一般法則ではなく、公理であるので、ハンズが要求する必要条件は外的なものである。また、ハンズの「反証不可能である合理性原理を含んだ社会科学の説明は形而上学的な説明に接近することになってしまうという」心配も、P11 を理解すれば、誤解に基づいた杞憂に過ぎない。さらに、受動的な対象優位論ではなく、カントやポパーの能動的な認識論や方法優位論¹⁹を採用するのであれば、ポパーが語っているように、社会科学の方法は自然科学のそれと非常に似ていると言えよう。とりわけ、両者はともに「公理化的方法」を採用しており、その適用の結果である理論体系も形式や構造の面において全く同じと言っても過言ではないし、反証可能性の度合いの面においても、程度の差はあっても、質的な面においてほとんど差異はないとみなされる。最後に、公理としての合理性原理はそもそも経験的反証の対象ではないにしても、それを凌駕する公理

が提示された場合、代替される可能性は開かれていると考えれば、批判不可能と決めつける必要はないと思われる²⁰。

■H 3 : ポパーs とポパーn の間で生じる緊張関係の原因は合理性原理の性質にある。合理性原理を主観的に解釈すれば、それを含んだ理論自体は反証不可能になり、合理性原理を客観的に解釈すれば偽である。したがって、合理性原理を組み込んだ社会科学の説明は、反証不可能な形而上学的言明になるか、偽なる一般法則を利用しなければならなくなる (Hands, 1992)。

⇒H 3 への余の再反論)

H 3 は、ここまでの議論を踏まえて考えれば、合理性原理の性質がポパーs とポパーn の間で生じる緊張関係の原因ではないのは、もはや言うまでもない。また、P 9 と P11 を理解すれば、合理性原理を含んだ理論自体が反証不可能になることはない。さらに、客観的な性格を有する古典論理学を理解すれば、合理性原理と状況モデルの連言から演繹される諸命題がすべて偽になることはあり得ない。何故ならば、古典論理学の教えによれば、前提が一（完全に偽ではない限り、もちろん合理性原理はこの基準を十分に満たしている）一偽であっても、真なる帰結も偽なる帰結とともに導出されるからである。要するに、前提が偽であるからその帰結もすべて偽になり、結果として理論自体が完全に偽になるとは限らない。むしろ、経験科学において、前提が完全に真であることは期待できないだけでなく、仮に前提が完全に真であった場

¹⁹ カントは“対象が私たちの認識に従わなければならない”（原佑訳「上」、1973 : 41 頁）と考えていた。また、ポパーも“理論は、われわれが「世界」とよんでいるものを捕えるために、つまり世界を合理化し、説明し、支配するために、投げかけた網である”（大内義一・森博訳「上」、1971 : 70 頁）と述べている。

²⁰ 身をもって批判的合理主義を実践している小河原誠は、批判的合理主義が志向する「open society」の「open」は「批判に開かれた」という意味である

と述べている。この意味において、合理性原理を批判不可能と決めつける必要は全くないと言えよう。合理性原理を諸批判から守るか否かの判断は、「科学的探究の目的である知識の成長」に結びつくか否かによって判断されなければならない。このような意味においても、合理性原理を批判不可能にする必要は全くなく、ポパーもそれを批判不可能なものとして扱ってはいないと思う。今のところ、本稿は知識の成長の手段として合理性原理は極めて有効であるという立場をとっている。

合、知識の成長や認識進歩に結びつかないことに気づく必要がある。というのは、前提が完全に真でないからこそ、偽なる帰結も導出されるので、理論体系の反証可能性が確保されるし、その反証可能性が認識進歩への拍車となるからである。したがって、合理性原理を組み込んだ社会科学の説明は、反証不可能な形而上学的言明にはならないし、ポパーの状況分析は偽なる一般法則ではなく、十分に真に近い偽なる公理としての合理性原理を活用するので、H3は批判たり得ない。

■H4:たとえ合理性原理が反証可能であっても、次のようにアドホックな反証逃れが生じる可能性がある。“合理性原理を含む説明がテストされ、その誤りが発見されたときに、ポパーは合理性原理ではなく、理論の残りの部分—つまりモデル—を責めるように決めることは、健全な方法論の方策であると述べている (Popper, 1994: 177)。その防衛的/アドホックな戦略は、自らを危険に晒す反証主義の方策と整合的であるとは思えない” (Hands, 1996: 319)。

⇒H4への余の再反論)

H4はP9に対する批判であるが、ハンズがP2とP8およびP11の理解に失敗していることを物語っている。余の補足9にてポパーの方法論の方策がその場しのぎや批判からの免疫化を図る約束主義的策略ではない4つの理由を述べたが、それを参考にすれば、ポパーの方策からアドホックな反証逃れが生じる可能性は全くない。むしろ、偽なる公理である合理性原理によって反証可能性が確保され、認識進歩(知識の成長)への道につながる事がわかるであろう。ポパーの自らを危険に晒す反証主義の方策は、科学の目標である知識の成長のための最も有効的か

つ効率的な手段として強調されているのであって、その目標に結びつかない批判はその意義を失うのである²¹。この事実にはハンズは気づかず、“Popper流に考えても反証主義は反証可能かという問をあげれば(Popperの方法論は一筆者挿入)矛盾になる”(吉田和男, 1990: 310)のような素朴過ぎる主張をしているのである。したがって、ポパーの方法論の方策が自らを危険に晒す反証主義の方策と整合的であるとは思えないというハンズの主張は批判たり得ない。

4) コールドウェル (B.J.Caldwell, 1991)による批判

■C (Caldwell) 1:ポパーの自然科学の方法論と社会科学の方法論の間には「ジレンマ」があり、矛盾している。

⇒C1への余の再反論)

C1はH1における「緊張」が「ジレンマ」という表現に変わっただけでほぼ同様の批判である。したがって、ポパーの自然科学の方法論と社会科学の方法論の間には「ジレンマ」はなく、両者における矛盾を認めることはできない。

■C2:ポパーのジレンマは次のように再構成できる (Caldwell, 1991: 20)。

(a)ポパーは自然科学と社会科学の両方において科学的説明の構造が同一のパターンに従うと主張する。いずれにおいても、初期条件と少なくとも一つの普遍法則を記述する文を含んだ説明項から被説明項が演繹される。

⇒C2(a)への余の再反論)

(a)は、理論体系を構築する際、合理性原理が普遍法則ではなく、公理であることにコールドウェルが気づいていないことを示してい

²¹ 批判的合理主義は、批判それ自体を目的とする方法論ではない。われわれが可謬的な存在であることさえ認めることができれば、「統制概念あるいは規制概念としての真理」に近づいていく(知識を成長させ

ていく)ためには、相互批判が最も効果的かつ効率的な手段になり得ることに疑いを挟む余地はないと思われる。このような手段としての批判という知的営みに価値や意義を見出している立場であるからこそ、その名称たる所以である。

る。より詳細に言えば、自然科学と社会科学の両方において科学的説明の構造が同一のパターンに従うというのは、「公理とモデル（タイプとしての条件の束）：説明項」から「説明されるべきタイプとしての出来事：被説明項」を演繹するという意味であることにコールドウェルは気づいていないのである。要するに、コールドウェルは普遍法則と公理との違いを認識する必要がある。

(b) ポパーは「・・・説明項は一般に真であると知られていないが、真であるべきである。いずれの場合においても、それは偽として知られるべきではない」と主張する・・・(Popper,1983:132)。

⇒C2(b)への余の再反論

(b)のポパーの主張は、理論体系を構築した後、その体系を実践的な予測と工学的応用に活用するとき、説明項に用いられる理論体系を当分の間、真と仮定する必要があるし、また、検証されている（今のところ、偽ではない）理論を用いる必要があることを意味するのであって、理論構築の文脈での要求ではない。したがって、コールドウェルは異なる文脈を混同していることになる。すなわち、コールドウェルは(b)が理論構築の文脈に該当するポパーの発言であると誤解しているのである。というのは、コールドウェルのよう理解すれば、ポパーが真なる説明項（前提）から真なる被説明項（帰結）を演繹することだけを容認することになってしまうからである。既述したように、認識論におけるポパーの最大の貢献は、古典論理学をポジティブな意味での証明の道具としてではなく、反対論証の道具として用いることによって、「正当化主義から非正当化主義への転回」を唱えたことである。したがって、コールドウェルは説明項（前提）が偽であっても差し支えないという古典論理学の教えを理解していないだけでなく、説明項（前提）が偽であるからこそ理論体系の反証可能性が確保さ

れることを理解していないのである。

(c) 理論の修正が要求されるとき、反証主義者としてのポパーは、理論を反駁から守ろうとするアドホックな理論の調整といった免疫化戦略の利用を避けるべきだと指示している。

⇒C2(c)への余の再反論

(c)は、知識の成長あるいは認識進歩の文脈に該当する内容であり、その通りである。但し、コールドウェルは自身の論理展開の過程において、実践的な予測と工学的応用の文脈に該当する上記の(b)と、知識の成長あるいは認識進歩の文脈に該当する(c)が異なる文脈であることに気づかず、論証上の混乱をきたしていることは指摘しておく必要がある。また、「P9とP11」や「余の補足9とH4への余の再反論」を参考にすれば、ポパーの方法論的方策が批判からの免疫化を図る戦略ではないことに気づくはずである。

(d) 社会科学において利用される普遍法則としての合理性原理は偽である。（これは、条件bに違反する。）

⇒C2(d)への余の再反論

(d)は、合理性原理が普遍法則ではなく、十分に真に近い偽なる公理であること、また、説明項（前提）が偽であっても差し支えないという古典論理学の教えをコールドウェルが理解していないことを示している。ポパーは合理性原理を公理として用いて理論体系を構築した後、その理論体系を、当分の間（反証に耐えている間）、真と仮定して実践的な予測と工学的応用に活用することを勧めているのであり、(d)は条件(b)に違反することはない。後の「N2への余の再反論」にて詳述することにするが、筆者はLCE構造をTCE構造に置き換えたほうが、この種類の誤解を避ける道であると考えている。

(e) しかし、状況分析家としてのポパーは

社会科学の普遍法則が偽であったとしても、それを棄却すべきでない」と主張する。その代わりに、行為者の行為が状況の論理に従うことが示されるまで、「それを利用した理論」を調整すべきであると主張する。(これは、条件cに違反する。)

⇒C 2 (e)への余の再反論)

(e)は、合理性原理が普遍法則ではなく、公理であることにコールドウェルが気づいていないだけでなく、P9 と P11 の理解にも失敗していることを物語っている。反証の責任を合理性原理や「それを利用した理論」ではなく、正確に言うと、状況モデル(タイプとしての条件の束)に負わせてその調整を図ったほうがよき方法論的政策と実践であることはもはや言うまでもないので、(e)は条件(c)に違反することはない。

5) ナドー (R.Nadeau, 1993) による批判

■N (Nadeau) 1 : ポパーの自然科学の方法論と社会科学の方法論の間には「非対称性」があり、矛盾している。

⇒N 1 への余の再反論)

N 1は、H 1 と C 1における「緊張」と「ジレンマ」が「非対称性」という表現に変わっただけでほぼ同様の批判である。したがって、ポパーの自然科学の方法論と社会科学の方法論の間に「非対称性」はなく、両者における矛盾を認めることはできない。ポパーの方法論は、自然科学も社会科学もともに「(非)正当化の文脈」において知識の成長のために欠かせない手段として反証テストを重要視するだけでなく、「発見の文脈」において「公理」と「状況モデル(タイプとしての条件の束)」をリンクさせて説明項を構成するという「公理化的方法」を採用しているので、この意味において、両者の方法論は全く同じであると言っても過言ではない。

■N 2 : “ Fig1. は、D-N (Deductive - Nomological) 説明スキーマと、SL (Situational Logic) 説明スキーマを並べたものであるが、両者は論理的には対称性を、方法論的には非対称性を示している (Nadeau, 1993 : 450)”。

<u>D-N Explanation Schema</u>	<u>SL Explanation Schema</u>
<i>Explanans</i> : Initial conditions	<i>Explanans</i> : Model (or theory)
<u>Theory (or Law)</u>	<u>Rationality principle</u>
<i>Explanandum</i> : Natural Event	<i>Explanandum</i> : Social Event-Type

Fig1. D-N Explanation Schema and SL Explanation Schema

(Source:Nadeau,1993:450)

⇒N 2 への余の再反論)

Fig1 は、ポパーの発言—“社会科学の理論では、単称の出来事を説明ないし予測することは決してできないと思う。社会科学の理論は、状況やタイプの条件を作る方法、すなわち、モデル構築の方法をほとんどいつも用いている(水野博志訳, 1985 : 213)” —に基づき、ナドーが再構成した自然科学と社会科学のそれぞれの理論体系の構造であると思わ

れる。自然科学と社会科学の方法論の異同に関するポパーの発言には混乱を招きかねない部分があると認めなければならないが、その部分に関する詳細な考察は別の機会に回すことにしたい。但し、ここでは、自然科学の場合も理論科学のレベルでは、社会科学と同様にタイプとしての出来事を説明ないし予測することしかできないことだけは述べておく必要がある。自然科学か社会科学かを

問わず、単称の出来事を説明ないし予測することは、それぞれの歴史科学のレベルでの課題である。この点を踏まえれば、ナドーの Fig1 は、以下の Fig2 のように修正する必要があると思われる。Fig2 のように考えると、

ポパーが繰り返し述べているように、否、それ以上に自然科学と社会科学の方法論の間にはきわめて多くの共通項があると言えよう。

<p>①理論的自然科学</p> <p><i>Explanans</i> : 公理 <hr/> モデル (タイプとしての条件の束)</p> <p><i>Explanandum</i> : Natural Event-Type</p> <p>③歴史的自然科学</p> <p><i>Explanans</i> : 理論 (①の体系のすべて) <hr/> モデル (特定の条件の束)</p> <p><i>Explanandum</i> : Natural Event</p>	<p>②理論的社会科学</p> <p><i>Explanans</i> : 公理 (合理性原理) <hr/> モデル (タイプとしての条件の束)</p> <p><i>Explanandum</i> : Social Event-Type</p> <p>④歴史的社会科学</p> <p><i>Explanans</i> : 理論 (②の体系のすべて) <hr/> モデル (特定の条件の束)</p> <p><i>Explanandum</i> : Social Event</p>
---	---

Fig2. 自然科学と社会科学における理論的・歴史的科学的構造 (筆者作成)

上記の Fig2 は少なくとも次の4つの理解につながるとと思われる。第1に、ポパーの状況分析は歴史的社会科学の方法であって、理論的社会科学の方法ではないという見解は再考される必要がある。何故ならば、自然科学か社会科学かを問わず、①と②を構築した後に、①の全体を③の理論の位置で、②の全体を④の理論の位置でそれぞれ活用するからである。したがって、状況分析は理論的および歴史的社会科学の方法であると言えよう。第2に、巷間しばしば使われる LCE 構造は、より正確な表現である TCE 構造に修正される必要がある。というのは、通常、Fig1 の左のように、Theory or Law という形で両者を互換的に使っているが、「L (Law) =if 原因 (条件の束) then 結果 (被説明項)」は「T (Theory) の体系」における公理の部分省略したり無視したりした表現になるからである。例えば、合理性原理のような作動原理を明示的に用いなかった場合、モデル (条件の束 : 原因) は機能し得ない。そのような停止状態のモデルが自ずと結果 (被説明項) を生み出すことはできないので、公理としての作動原理を欠く説明の体系は、変化を特徴と

する社会現象を分析する社会科学の理論としては不十分であると言えよう。第3に、ポパーの合理性原理に対するほとんどすべての批判が LCE 構造に基づき、公理である「合理性原理」を「(経験的) 法則」と誤解して「合理性原理」に反証可能性を要求するといった不毛性を露呈しているからである。第4に、自然科学とりわけニュートン力学の場合には「3つの運動の原理」を、社会科学の場合には「合理性原理」をそれぞれの理論体系の公理として用いる程度の違いを除けば、両者の間には全くと言って良いほど相違点がないと言えよう。以上のように考えると、自然科学と社会科学の方法論は論理的にも方法論的にも対称性を示しており、N2は批判たり得ない。

■N3 : “D-N 説明スキーマと SL 説明スキーマが論理的構造の面で完全に類似しているのであれば、両者は方法論上の問題においても完全に類似しているように思われる。したがって、決定論的な D-N スキーマにおいて法則の部分構成する要素が普遍言明 (理論的法則) になるのであれば、SL スキーマにおい

てそれと同様の説明的役割を果たすのは明らかに RP になるはずである” (Nadeau, 1993 : 449)。“ポパーは『探求の論理』で自然科学の方法論として反証主義を主張したように、社会科学においても反証主義の方法論を熱烈に主張している。しかし、(ポパーの)社会科学の方法論を特徴づける重要で決定的な違いがあるように思われる。社会科学において反証可能なのは状況モデルであるのに対し、自然科学において反証可能なのは説明全体が拠って立つ法則である” (Nadeau, 1993 : 453)。

⇒N3 への余の再反論

N3 は、「ポパーが自然科学と社会科学の方法一元論を主張している²²ので、D-N 説明スキーマと SL 説明スキーマが論理的構造において類似性 (対称性) を有するのであれば、両者は方法論においても類似性 (対称性) を有するはずである。にもかかわらず、反証の矢が向かう先に相違 (非対称性) があること」への批判と言えよう。N3 に対しては、以下のように再反論できる。第 1 に、Fig1 における比較対象がそもそも間違っているので、Fig2 のように修正して比較対象を正しく設定すれば、自然科学と社会科学は方法論においても類似性 (対称性) があると主張できる。第 2 に、自然科学の理論体系も「公理化的方法」を採用していることに気づく必要がある。例えば、ニュートン力学においてもその理論体系の不成功の責任を $F=ma$ を含む公理としての 3 つの運動の原理ではなく、モデルに負わせることによってさらに多くのことを学ぶことができる。この意味において、本稿の 2 における既述の P9 は、それに対する批判に耐え得る主張であると言えよう。第 3 に、

²² 「ポパーの方法一元論」は、素朴な「自然主義的方法一元論」とは異なる主張である。本稿で両者の詳細な比較は割愛せざるを得ないが、何よりも前者は「方法優位論」に、後者は「対象優位論」に基づいた主張であると言えよう。というのも、前者は自然現象と社会現象の違いを容認しながらも方法の単一性を、後者は自然現象と社会現象の違いを否認するので方法の単一性を主張するからである。「非正当化主

ナドーは理論科学と歴史科学の体系の相違に気づかず、比較対象を混同して自然科学と社会科学におけるポパーの方法論に非対称性があると主張している。その原因として考えられるのは、他の論者と同様にナドーも、D-N 説明スキーマと SL 説明スキーマが科学的説明であるためには、LCE 構造を有する被覆法則モデル (covering law model) に基づかなければならないと考えているからである。しかし、自然科学か社会科学かを問わず、理論科学においては「公理化的方法」を採用するのであり、歴史科学においては LCE 構造ではなく、TCE 構造をもつことを理解する必要がある。この理解さえできれば、公理である合理性原理を経験的法則と誤解してそれが反証可能ではないことを問題にしたり、本稿の 2 の P6 と P7 に疑問を持ち続けたりすることはなくなり、的外れの素朴な批判もなくなるであろう。

4. おわりに

以上、2 にてポパーによる合理性原理の性格づけの内容を紹介しながらその補足を、3 にて合理性原理に対する代表的で典型的な諸批判を紹介しながらそれに対する再反論を加えてみた。筆者の補足と再反論が正しければ、本稿で取り上げたポパーの合理性原理に対する批判的な諸見解のほとんどすべては批判たり得ないと思わざるを得ない。というのは、何よりも合理性原理に対する批判的な諸見解がその公理あるいは公準としての認識論的身分と役割を理解していないだけでなく、H3 への余の再反論で既述した古典論理学の仮説演繹的性質²³を理解していないとみなされるからである。

義・(仮説) 演繹主義・科学の論理学や方法優位論の強調・知識の可謬性や迫真性の強調」対「正当化主義・帰納主義・科学史や対象優位論の強調・知識の確実性や有用性の強調」の関係に対する詳細な記述は、余 (2020) を参照されたい。

²³ 古典論理学の仮説演繹的性質は以下のように整理できよう。前提が真であれば、帰結も真である (真の転送)。帰結が偽であれば、前提は偽である (偽の

公理としての認識論的身分を有する合理性原理は、社会科学の状況モデルに生命を吹き込む(animate)作動原理であるとともに、社会科学の理論体系の導きの糸として心理学主義を排除することによってその理論体系の客観的なテスト可能性(反証可能性)を確保するという役割を果たす。したがって、合理性原理は経験科学の一員としての社会科学のすべての理論体系において必要不可欠な公理であることが理解されなければならない。

ここまで合理性原理に対する代表的で典型的な諸批判のほとんどすべてが的外れの批判であることを明らかにしようとしてきたが、以下では合理性原理とそれを公理として活用する状況分析に関わるポパーの諸発言のうち、筆者が最優先的に修正されなければならないと思っている箇所を指摘することにしよう。その箇所は、ポパーの諸著作のうち、社会科学の方法論と最も密接に関連している『歴史主義の貧困—社会科学の方法と実践—』で見つけることができる。この著作はそのサブタイトルをみればわかるように、ポパーの社会科学の方法論に関心を寄せる多くの人々の関心を惹きつけてきた。しかし、この著作は、ポパーにしては珍しく難解であることからその解釈をめぐる多くの誤解を生んだ著作であるとみなされる。狭いとはいえ私の知る限り、その著作を読んでポパーの方法論(反証主義)は自然科学には適用できるが、社会科学には適用できないという解釈が圧倒的に多かった。このような方法二元論的解釈のほとんどすべては単なる個人的な感想のレベルを超え出るものではなかったが、筆者は以下の文章にその客観的証拠を見いだすことができると考えている。

『わたし(Popper)が〔(自然科学と社会科学との間の—筆者挿入)もっとも重要な相違

と] しているのは、社会科学においては論理的ないしは合理的構成の方法とも呼びうるもの、あるいはおそらく「ゼロ方法」と呼んでいるようなものを採用しうる可能性があることなのだ。「ゼロ方法」というのは、介在する諸個人がすべてまったく合理性をもつという仮定(そしておそらく、十全な情報をもつという仮定)の上にモデルを構築して、人々の現実の行動がそのモデルの行動とどれほど偏差するかを、一種のゼロ座標として後者を用いながら評価する方法のことを意味している。』(久野収・市井三郎訳, 1961: 212~213)

上記の引用文に対し、筆者は以下のような批判が可能であると考えている。

① ポパーの「ゼロ方法」によって構築される「ゼロ座標」は、マックス・ヴェーバーの「理念型」の構想と全く同じである。そうであれば、「ゼロ座標」と「理念型」は両者とも、公理としての合理性原理を欠いており、合理性原理を明示しない限り、「モデル(タイプとしての条件の束)」の身分にとどまる。理論体系における説明項の2大構成要素のうち、作動原理としての「公理=合理性原理」を欠いて、説明項が「モデル」のみになると、静止状態のモデルから被説明項が自ずと帰結されたという説明になってしまう。このような循環論的説明から抜け出すためには、「状況モデル(タイプとしての条件の束)」から「被説明項(説明されるべきタイプとしての出来事)」の導出を説明する作動原理としての合理性原理が欠かせない。

② 一般的に、新カント派のうち、とりわけウィンドルバントやリッケルトおよび(リッケルトの弟子として)ヴェーバーは、方法二元論を擁護する西南ドイツ派の一員として分

に導出される。

逆転送)。前提が偽であっても—前提の真の度合いに応じて(筆者挿入)—真なる帰結も偽なる帰結もとも

類される。したがって、ポパーが“すべての理論的科学、つまり一般化をおこなう科学は、それが自然科学か社会科学かを問わず、同じ方法を用いている”（久野収・市井三郎訳、1961：196～197）という方法の単一性を主張しながらも、ヴェーバーの「理念型」の構想と同じである「ゼロ方法」や「ゼロ座標」を唱える限り、この種の矛盾から方法二元論者として誤解されやすくなる。

③ 上記の引用文において、ポパーは“介在する諸個人がすべてまったき合理性をもつという仮定（そしておそらく、十全な情報をもつという仮定）の上にモデルを構築して”と述べているが、「すべてまったき合理性をもつという仮定」という「完全合理性」が公理としての「合理性原理」の内容であるという致命的な誤解を招きかねない。というのは、「合理性原理」は介在する諸個人、つまり当該の行為者が「完全合理的か・限定合理的か・非合理的か」とは全く関係がないと思われるからである。言い換えれば、タイプとしての認知的合理性の度合いはモデルの構成要素の一つであって、公理としての合理性原理はモデルとは独立的な位置関係にある。例えば、経済学では、その他の諸条件はさておき、モデルの中身に認知的条件として「完全合理的なタイプの行為者を仮定すると、新古典派の完全競争モデル」が、「限定合理的なタイプの行為者を仮定すると、新制度派のモデル」が、「心理学的な要素を取り入れて非合理的なタイプの行為者を仮定すると、行動経済学派のモデル」が、それぞれ構築できるのである。このようにして構築したそれぞれのモデルの上に作動原理としての合理性を置いて初めて、それぞれの理論体系の説明項が完備されるのである。この意味において、合理性原理は社会科学のすべての理論体系に欠かせない要素であり、合理性原理を活用する状況分析は合理的な行動だけでなく、非合理的な行動をも説明できると言える。

④ 上記の引用文でポパーが言うように、“介在する諸個人がすべてまったき合理性をもつという仮定（そしておそらく、十全な情報をもつという仮定）の上にモデルを構築して、人々の現実の行動がそのモデルの行動とどれほど偏差するかを、一種のゼロ座標として後者を用いながら評価する”という「ゼロ方法」が「ポパーの状況分析の方法」であるとすれば、ヴェーバーの「理念型」の構想と全く同じであるがゆえに、状況分析の方法は理論的社会科学の方法ではなく、歴史的社会科学のみの方法であるという誤解を招きかねない。

⑤ 既述したように、「理念型」と「ゼロ座標」という「モデル」の上に「合理性原理」を明示的に乗せると、理論体系における説明項が完備されることになる。しかし、このように完備された理論体系は完全に反証可能性を失ってしまい、科学の目標である知識の成長あるいは認識進歩が全く期待できなくなるという致命的な問題を生じさせる。というのも、本稿の2で既述したP9との関係で考えると、理論体系の不成功の責任を合理性原理ではなく、モデルに負わせるという方法論的方策が完全にその意義を失うことになるのである。何故ならば、モデルが「理念型」や「ゼロ座標」であるがゆえに、経験世界との接点を全く持たず、そのようなモデルに経験的な反証の責任を負わせることはもとより不可能だからである。このような意味において、ヴェーバーの「理念型」とポパーの「ゼロ座標」はともに「モデル・プラトニズム」に陥らざるを得ず、経験的反証テストの可能性から免疫化された純粋に思惟的な構成物になってしまうのである。

⑥ ポパーの「ゼロ方法によるゼロ座標」が「モデル・プラトニズム」に陥らざるを得ない純粋に思惟的な構成物になるとすれば、プ

ラトンの哲学を徹底的に批判してきたポパーの哲学との整合性が問題になると思われる。とりわけ、プラトンの哲学は「すべての変化は悪である」を第一の公理とするのであり、その当然の帰結として、なるべく変化を阻止しようとする社会工学を採用する。一方、ポパーの哲学は変化を特徴とする経験世界に対する科学方法論をベースに反証という手段を積極的に活用して知識を成長させながら、その知識をベースとした漸進的社会工学を通じて「よりよき世界を求めて」いこうとするものである。このような意味において、両者の哲学は出発点と志向が正反対であると言えよう。西洋哲学は長らくプラトンの哲学の影響下にあったと言っても過言ではないが、その哲学に対して誰よりも徹底的に戦ってきたのがポパーに他ならない。巷間しばしば、ヴェーバーとポパーの方法論の類似性が語られているが、ある程度の類似性は認められるものの、プラトンの哲学の影響下にあるか否かの面で、前者と後者は決定的に異なると思われる²⁴。

以上、『歴史主義の貧困』における「合理性原理」とそれを活用する「状況分析」に関わるポパーの諸発言のうち、再考を要すると思われる発言を優先選択し、批判を展開してみたものの、以下の事情を考慮しなければならない。というのは、『歴史主義の貧困』の「成立のいきさつ」をみれば、その著作の基本的

²⁴ 筆者は、ヴェーバーとポパーの社会科学方法論がプラトンの哲学の影響下にあるか否かの面で、決定的に異なると考えている。他にも、両者の方法論的構想には、以下のような相違があるとみなしている。社会科学探求におけるヴェーバーの構想は、ポパーに影響を与え、高く評価されてはいたものの、ヴェーバーは、自然現象と社会現象の違いを前提とした対象優位論に基づき、方法二元論を展開した。一方、ポパーは、自然現象と社会現象の違いを前提しながらも方法優位論に基づき、方法一元論を展開したのである。また、ヴェーバーの場合、「動機の意味理解の方法」とも呼ばれる「理解的方法」を採用し、人間の社会的行為の経過とその帰結を行為者の主観的意図に即して解明しつつ理解することを目指していた。一方、ポパーの場合、「行為者の主観的意図などの心

な主張が 1919 年から 1920 年にかけて発祥し、だいたいの要点は 1935 年までにできあがり、その後いくつかの紆余曲折の末、初めて印刷に附されたのは『エコノミカ』誌に 3 回にわけてであり、掲載号は同誌の 1944 年新集第 11 巻 42 号・43 号と、1945 年第 12 巻 46 号であったと述べられている。本稿の 2 にて紹介したポパーによる合理性原理に関する性格づけの内容が掲載されている論文は 1967 年に公刊されたので、その時間差とポパーの「合理性原理」と「状況分析」に関するアイディア（主に、公理化的方法）の明確化と精緻化を考慮すれば、筆者の批判はその意義を積極的に主張できるものではない。今のところ、1967 年の論文においてのポパーの「合理性原理」と「状況分析」に関する諸発言には、意義のある批判を要する問題を見つけ出すことができないと思っている。

にもかかわらず、ポパーの合理性原理に対する批判的な諸見解に共通にみられる点は、第 1 に、「論理ではなく、主観的期待の習慣的強化」に過ぎない、幻の「帰納的方法」に素朴な期待を寄せて正当化主義に奔走する実証主義とは距離を取っていることである²⁵。第 2 に、演繹的な推論をベースにしながらも正当化主義や本質主義に立って、幻の確実な基礎付けを追い求めてその確実な前提から確実な帰結を引き出そうとすることである。

上記の第 1 の共通点に関しては一定の肯定的な評価を与えることができるが、第 2 の共

理的要因」をなるべく「状況という客観的な要因」に置き換えて説明・予測しようとした。

²⁵ その代表的な例は、B.J.Caldwell『Beyond Positivism』(初版 1982, 第 2 版 1984) である。その第 2 版の和訳が 1989 年に出版されたが、堀田一善の「訳者あとがき」をぜひ参考にさせていただきたい。その著作でコールドウェルは実証主義として知られている科学哲学は既に死んでしまったと主張しながらも批判的合理主義をも拒否し、結論として「方法多元論」を擁護する。ここでは、コールドウェルが擁護する「方法多元論」は相対主義と親和性があり、それ故に懐疑論か自己矛盾かのジレンマに陥らざるを得ないだけでなく、彼が拒絶した実証主義とともに、否、それ以上に正当化主義に立っていることだけは指摘しておくことにする。

通点に関してはその種の知的伝統を検討してみることによろう。その伝統は、以下のよ

うな概略的系譜を辿っているという仮説を提示できると思われる。

ユークリッドの幾何学『原論』⇒デカルトの『理性を正しく導き、学問において真理を探究するための方法の話（方法序説）。加えて、その試みである屈折光学、気象学、幾何学。』
⇒ニュートンの『自然哲学の数学的基礎（プリンキピア）』

Fig 3. 公理化的方法の概略的系譜（筆者作成）

上記の知的伝統は、厳密な演繹体系を構築するための「公理化的方法」を数学（主として、幾何学）から哲学へ、さらに自然科学へと確立していくことに貢献し、ポパーにも受け継がれていると推測される²⁶。しかしながら、それらの方法とポパーの方法との決定的な違いは、以下のように列挙できるとと思われる。

- ① 「正当化主義」対「ポパーの非正当化主義」、
- ② 「演繹主義」対「ポパーの仮説演繹主義」、
- ③ 「決定論」対「ポパーの非決定論」、
- ④ 「不変的認識論」対「ポパーの進化論的認識論」、
- ⑤ 「本質主義」対「ポパーの修正された本質主義あるいは健全な懐疑主義」

²⁶ 今回、「本稿の内容」と「マルクスの歴史発展の法則」との関係に関する詳細な検討は割愛せざるを得ないが、ここで、マルクスの歴史発展の法則は「公理化的方法」の産物ではないことだけは指摘しておくことにする。というのも、マルクスの歴史発展の法則には、「合理性原理」と「状況モデル（タイプとしての条件の束）＝原因」という説明項の2大要素がほぼ完全に無視されているからである。その2大要素が如何なる役割をも果たすことなく無視されたまま、われわれを離れて厳然と歴史発展の法則が存在するというのは、単なるドグマ的な主張に過ぎない。したがって、マルクスの歴史発展の予測は、条件付きの科学的な予測ではなく、無条件的な予言でしかないと言わざるを得ない。要するに、公理があつて初めて法則的命題が導出されることに気づかなければならな

最後に、今のところ、すべての社会科学の理論はポパーの合理性原理を用いた状況分析によって再構成できると思われるので、筆者はポパーと同様に、否、ポパー以上に社会科学におけるその分析方法の汎用性と有効性に多大な期待をかけている。ニュートン力学は、相対性理論と量子力学の登場によって反証された（当初思われていたほど普遍性の度合いが高くなかったことが判明された）ものの、両者の効果を無視しても差し支えない範囲内で、つまりわれわれの日常的なスケールという範囲内で、依然として有効である²⁷。一方、社会科学の説明体系を構築するための方法としてのポパーの合理性原理を用いた状況分析は、その基本的分析単位が「世界1」と「世界3（主に、制度）」からの制約を受けながらも自由意志を発揮しつつ、問題を解決

い。この意味においても、LCE構造は、より正確な表現であるTCE構造に修正される必要があると思われる。

²⁷ 「質量保存の法則」は、本来、公理としての原理であつたと思われるが、理論や実験技術の進展にともない、偽であることが判明された。というのは、核分裂の際にエネルギーが放出され、その放出によって質量が減ることが明らかになったからである。それにもかかわらず、われわれの日常生活のスケールで核分裂を体感することはほとんどないだけでなく、50kgの原爆が爆発した場合にエネルギーの放出によって減る質量は1g未満であるので、「質量保存の法則」もわれわれの日常生活のスケールで有効であると言えよう。

しようとする諸個人の行為である。この分析単位と対象は、われわれの日常的な生活の場を超えない範囲内の出来事である。したがって、ニュートン力学を反証したような巨視・微視世界を説明の対象とする理論の登場をなかなか期待できないだけでなく、たとえ登場するとしても、ポパーの合理性原理を用いた状況分析は、依然としてわれわれの日常的な生活の場という範囲内でその有効性を発揮し続けると思われる。

《参考文献》

- Caldwell, B. J. (1982, 1984). *Beyond Positivism: Economic Methodology in the Twentieth Century*, London: George Allen & Unwin. ((堀田一善・渡部直樹監訳 (1989) 『実証主義を超えて: 20世紀経済科学方法論』中央経済社))
- Caldwell, B. J. (1991). Clarifying Popper. *Journal of Economic Literature*, Vol.29, No1 (Mar.), pp1-33.
- Hands, D. W. (1985). Karl Popper and Economic Methodology: A new look. *Economics and Philosophy*, Vol.1, Issue1 (April), pp.83-99.
- Hands, D. W. (1991). Popper, the Rationality Principle and Economic Explanation, In G. K. Shaw (ed.), *Economics, culture and education: Essays in Honor of Mark Blaug*. Edward Elgar, pp.108-119.
- Hands, D. W. (1992). Falsification, Situational Analysis and Scientific Research Programs : The Popperian Tradition in Economic Methodology. In N. Marchi (ed.), *Post-Popperian Methodology of Economics: Recovering Practice* , pp. 19-63.
- Hands, D. W. (1996). Karl Popper on the Myth of the Framework: Luke-Warm Popperians +1, Unrepentant Popperians -1: A Review of Karl R. Popper's *The Myth of the Framework: In Defense of Science and Rationality*. *Journal of Economic Methodology*, Vol.3 (2), pp.317-322.
- Kant, I. (1787). *Kritik der reinen Vernunft*, 2. Auflage. ((原佑訳 (1973) 『純粹理性批判』「上」・「下」, 理想社))
- Koertge, N. (1979). The Methodological Status of Popper's Rationality Principle, in : *Theory and Decision*, Vol. 10, pp.83-95.
- Latsis, S. J. (1972). Situational Determinism in Economics, in : *The British Journal for the Philosophy of Science*, Vol. 23, pp. 207-245.
- Latsis, S. J. (1983). The Role and Status of the Rationality Principle in the Social Sciences, in : R .S. Cohen and M. W. Wartofsky (eds.), *Epistemology, Methodology and the Social Sciences*, Dordrecht, pp. 123-151.
- Nadeau, R. (1993). Confuting Popper on the Rationality Principle. *Philosophy of the Social Sciences*, Vol.23, No.4, (December) pp.446-467.
- Popper, K. R. (1934). *Logik der Forschung*, Julius Springer / Vienna.
- Popper, K. R. (1944). The Poverty of Historicism I (Parts I & II), *Economica*, 11, No.42, pp.86-103.
- Popper, K. R. (1944). The Poverty of Historicism II (Part III), *Economica*, 11, No.43, pp.119-137.
- Popper, K. R. (1945). The Poverty of Historicism III (Part IV), *Economica*, 12, No.46, pp.69-89.
- Popper, K. R. (1957). *The Poverty of Historicism*, Routledge / London. ((久野収・市井三郎訳(1961) 『歴史主義の貧困 : 社会科学の方法と実践』, 中央公論社))
- Popper, K. R. (1959). *The Logic of Scientific Discovery*, Hutchinson / London, 2nd

(revised) edition 1968. (大内義一, 森博訳 (1971・1972)『科学的発見の論理』(上・下), 恒星社厚生閣)

Popper, K. R. (1967). *La Rationalité et le Statut du Principe de Rationalité*, in : E.M. Claassen (ed.), *Les Fondements Philosophiques des Systèmes Economiques*, Payot, Paris, pp.142 – 150. (水野博志訳 (1985)「合理性と合理性の原理の規約」『福岡大学商学論叢』, 第 30 巻第 1 号, 213～223 頁)

Popper, K. R. (1976). “The Myth of the Framework”, Eugene Freeman (ed.), *The Abdication of Philosophy, Philosophy and the Public Goods : Essays in Honor of Paul Arthur Schillp*. (小林傳司訳 (1978)「準拠枠という神話」『思想』岩波書店)

Popper, K. R. (1983). *Realism and the Aim of Science. From the Postscript to the Logic of Scientific Discovery*, W. W. Bartley III (ed.), Routledge, UK. (小河原誠・蔭山泰之・篠崎研二訳 (2002)『实在論と科学の目的』(上・下), 岩波書店)

Popper, K. R. (1994). *The Myth of the Framework: In Defence of Science and Rationality*, M. A. Notturmo (ed.), Routledge. (ポパー哲学研究会訳 (1998)『フレームワークの神話：科学と合理性の擁護』未来社)

榊原研互・菊澤研宗 (1987)「批判的合理主義における合理性原理の身分と役割」『三田商学研究』第 30 巻第 4 号, 慶應義塾大学商学会, 19-30 頁。

榊原研互・菊澤研宗 (1988)「批判的合理主義における合理性原理の身分と役割」266-281 頁, G.シャントツ・小島三郎編『経済科学と批判的合理主義：ドイツと日本の知的交流』慶應通信。

吉田和男 (1990)「カール・ポパーと経済学方法論について」『経済論叢』第 145 巻第 3 号, 京都大學經濟學會, 293-312 頁。

余漢燮(2011)『科学方法論に基づいたマーケ

ティング学説史研究：マーケティング研究の科学化への提言』博士学位論文, 明治大学。
余漢燮(2020)「[消費者行動研究およびマーケティング研究]と方法：阿部と堀越の批判的討論をふり返って」『三田商学研究』第 63 巻第 4 号, 慶應義塾大学商学会, 251-288 頁。

ポパーの三世界論と社会学

犬飼裕一（日本大学）

はじめに

おそらくどのような思想家についての研究にあっても、大勢の人々が長年にわたって研究していく中で、議論の詳細化と複雑化が生じてくる。言い換えれば、素人には手の出しにくい玄人の立場が登場してくるわけである。このことにはほぼ例外がなくて、たとえばニーチェはそもそも「研究」という知のあり方について口を極めて罵った思想家だったのだが、没後百二十年を経過して世界中に膨大な「ニーチェ研究」が蓄積されている。ニーチェとはかなり毛色が違うが、カール・ポパーをめぐる理解も、この豪快な知的挑発者自身に比べて、これまたずいぶん詳細で複雑な理解が積み重ねられてきている。有名な「反証可能性」は当然として、「三世界論」についても議論の蓄積が行われてきた。しかし、そのような形での詳細化と複雑化がはたしてどのような意義をもつのか。詳細化や複雑化という過程はむしろ多くの人々にとっての距離化（遠隔化）を意味していただけなのではないか。

理解するのに苦勞する哲学や理論というのは、実は現実において実用性がないのではないか。哲学や理論の専門家だけの独占品でしかないのではないか。

人間の思考は単純な分割によって考えることで大きな力をえる。しかし、単純な分割が不当に単純であった場合には、本来見えるべきものが見えなくなる。まさにこれこそが認識枠組みの問題で、哲学、とくに認識論をめぐる議論が長く問い続けてきた問題である。

しかし、あえて議論を単純化することで、それまでの議論が一気に活性化されることがあるならば、やってみる価値はあるだろう。単なる可能性だけだったとしても、やってみる価値は十分にあるのではないか。そこに弊

害や間違いがたくさん生じたとしても、新たな可能性を少しでも得たならば、それ自体が意義なのではないか。

長年にわたる議論の複雑化をいったん切り離して、あえて単純な議論を展開する。すると、実は多くの知見が得られるのではないか。不当な単純化という非難はあるにせよ、それによってかえって混乱が生じることがあるかもしれないにせよ、今までとは異なった明快な像が現れてくるならば、考えてみる価値ぐらひはあるのではないか。

ここでは、カール・ポパーの三世界論に触発されながら、社会学や社会科学全般における認識論上の新提案を行うことを意図している。今日にあつて新提案を行う理由は、社会学をはじめとした社会科学全般が理論研究において袋小路に突き当たっていると考えるからである。袋小路とは、今日の社会科学を支配する二つの立場が相克状態になっており、互いに別々の学問として自己言及・自己産出を繰り返している状態のことである。二つの立場とは、後述する実証主義と解釈主義（意味学派）のことである。

1. 三世界論

カール・ポパーは1972年刊行の論文集『客観的知識』に収録された論文「客観的精神の理論について」で、三世界論を次のように説明していた。

世界1：物理的世界

世界2：（人間の）心的世界

世界3：（人間の）知性によって把握しうるものの世界、または客観的意味における観念の世界（ポパーの考えでは世界1と世界2、世界2と世界3は相互関係にあるが、世界1と世界3が関係を結ぶことはない。）

私見では、ポパーの意図は在来の二分法的な世界観に代えて、もう一つを加えた三分法の世界観をテストすることにあつた。いままで二つに分けて考えていた世界が、試しに三

つに分けて考えてみたならば果たしてどうなるのか。二分法は古代ギリシア以来の伝統であり、西洋世界では当然のこととして前提となってきた。それを、あえて三分法で考えたならばどうなるのか。

それは、後期（晩年？）のポパーによる偉大な挑戦であった。ポパーはみずから緻密に彫琢することはできないにせよ、ひどく粗削りであるにせよ、在来の二分法思考を問い直し、「三分法」の思考を提案しようとしたのではないだろうか。

その場合、ポパーという人物の常に挑戦的な性向を考えるならば、事象を研究する科学者（学者）が容易に理解できる代替案を提示することが自然なのではないだろうか。そのためには極限まで単純な像を提示すべきだろう。それというのも既存の常識に対して、半ば無謀に挑戦し、在来の思考様式をひっくり返して見せることこそが、ポパーの真骨頂であるように思われるからである。それは論敵に向かって激しい言葉で獅子吼するという、おなじみの様子に相応しいのではないだろうか。今まで人々が見たことのない認識の世界を大胆に（無謀に）切り開くことこそが、ポパーのような哲学者の性格に合致するのではないか。

ただし、別の理解もある。たとえば、これまでのポパー哲学研究では、世界3は主に科学の領域のことであると理解されてきた。つまり、世界1が自然界、世界2が主観的世界、世界3が科学というわけで、科学はそれまでにない特別な領域とみなされる。理由はポパーが主に科学哲学者として評価されてきたことによると思われる。

もちろん、ポパー哲学自体の字義的に厳密な理解を目指すならば、「客観的意味における観念の世界」として、狭義の「科学」を想定することには意義があるだろう。このことは、ポパーの哲学に基づき、「科学」についてより厳密な説明や理解を実現するという課題を実現するために必要不可欠であるとも

いえる。

ただし、本発表ではポパーの思想の可能性を狭義の「科学」に限定する必要はないと考えている。ポパーの三世界論には、もっと広い可能性が秘められているのではないか。後期ポパーの挑戦は、当人が考えていた以上の可能性をはらんでいたのではないか。それは、むしろ人類の知的営為そのものの刷新を意味していたのではないか。

本発表では三世界を、

世界1：（人間と無関係な）自然界

世界2：（人間の）心的世界、あるいは主観的世界

世界3：人間が作り出した世界

という形で考えることを提案する。これまでの社会科学における議論との違いを明示するならば、世界3を「人間が作り出した世界」として極度に単純化していることが最大の特徴である。いうまでもなく「科学」も人間が作り出した世界であるが、ここでの世界3ははるかに広い範囲を包括する。

たとえば、人間が作り出した「都市」は様々な自然物（世界1）を含むが、それら自然物に特定の思考（概念）を付与することによって膨大な世界3を形成している。鉄材や石材や木材で構成された建造物は、それぞれの物質としては世界1に属するが、組み合わせとしては世界3の人工物である。このことは、人間の言語が単に発声としては世界1に属しながら、「言語」として人工物の世界3に属しているのと呼応する。我々がペンで書く文字——インクと紙——は、物質として基本的に世界1に属する（「インク」と「紙」はすでに工業製品として世界3としての性質を帯びている）が、文字によって表現された言語は完全に世界3に属する。

現に、ポパー自身も「客観的精神の理論について」で、「第三世界は、蜂蜜がミツバチの産物でありクモの巣がクモの産物であるのとまったく同様に、人間の産物である」（森博訳、182頁）と書いている。ここでさらに展

開すると、カラスにとって樹木と電柱は同じく世界1に属するが、人間にとって樹木は世界1、電柱は世界3に属する。これに対して人間にとって針金ハンガーは世界3に属し、カラスの巣は世界1に属するが、カラスにとって針金ハンガーは木の枝と同じく世界1に属し、カラスの巣は世界3に属する。

もちろん、本発表で行った三世界論の区分の間には無数の中間領域があることを認めなければならない。現に今日の人々は無数の工業製品を用いて日常生活をおくっているが、それらの工業製品を世界1に属する自然物に分類するのか、あるいは世界3に属する人工物に分類するのかについては議論がありうるだろう。無数の工業製品は、それ自体として自然物（世界1）を加工することによって成り立っているからである。さらにいえば、人々がある山脈の地下を貫いてトンネルを掘る場合、人々が対面するのは世界1である。そこで対面するのはほぼ純粋に人間と無関係な世界1である。

これに対して、古くからの都市区域（下町）を再開発しようとする場合、対面せざるをえないのは、無数の人々が関係する利害関係である。関係する人々が各自無数の関係性の中で暮らしており、無数の関係性同士が互に無数に関係している。しかも、それらの関係性は時を経るごとにますます複雑になっていく。そこには「複雑」や「無数」という言葉では表現できないほどの利害関係者が介在しており、それらの実態を把握すること自体が困難である。狭い土地に気が遠くなるほどに関係してくる権利者の間の利害調整をしなければ「再開発」は決して進まない。

複雑性、まさにこれこそが人々の関係自体を問う社会学の研究領域である。ただし見渡しがたい複雑性を、それ自体として考察するのに、これまでの文系（人文・社会科学）が所持している理論的な枠組みは不足しているのではないか。そこで、社会科学専用の研究

領域として「社会」を、在来の二分法とは別の第三の領域、つまり第三の世界として、想定することで今まで以上に的確な認識が可能になるのではないか。

まさにこれこそがここで提示しようとする提案である。この提案によって在来の社会科学、あるいは科学そのものの認識枠組みについて少しでも再考する機会が生じたならば、それは大きな成果であるといえる。

2. 実証主義と解釈主義

翻って考えるに、社会科学は今日すでに行き詰まりを経験しつつあるのではないか。現在の社会を理解するのに手持ちの道具（理論）では不足しており、はるかに多様な問題を考えることができていないのではないか。人々はさらに多くの問題を体感しているにもかかわらず、社会科学はそれらを認識する手立てを欠いているのではないか。

私見では、社会科学の理論的行き詰まりの原因は、社会科学を支配する二つの立場が互に排除しあって閉鎖的な自己産出（オートポイエーシス、あるいは自家撞着：ようするに自分自身による根拠づけの循環状態）状態に陥っていることにある。それぞれは長年にわたって社会科学の標準的な理論・方法としての役割を果たしてきたのだが、長く用いられていく中で、互いに相克状態に陥っている。互いによく知った立場同士で長く対立を続けてきたならば、むしろ、お互いに手の内を知った関係で「対立」自体を維持しようとしている。

互いに相手の立場をよく知ったうえで、そんな相手と長くつづいてきた「対立」をむしろ維持しようとしているのではないか。盛んに論争を仕掛け合い、批判しあっている様子を維持しているならば、確かに多くの論文や著作が書かれ、それらが「業績」となることで在来の分野が維持できる。それは今日世界の中に行きわたっている過剰とも思われる「業

績主義」にも親和的である。

しかし、そんな状況は、対立しあうそれぞれの立場が、お互いに批判しあうことによって身動きが取れなくなっている状況とも理解できる。お互いの長所と短所はよく知られており、賞賛も批判も定型化している。

二つの立場とは、実証主義と解釈主義である。両者は互いに長く対立する立場とのやり取りの中で鉄壁の理論的防衛を可能にしている。まさにそれゆえにこそ、双方が守りの硬い要塞の中に閉じこもってしまっ互いの対話が途絶してしまっているのである。

①実証主義：自然科学の方法で社会を論じる。社会の数値化と、自然科学が行う実験による検証の代替として社会調査を重視する。このため、社会科学にあつては「経験主義」という呼称が好まれることも多い。ただしこの場合は、あらかじめ与えられた「理論」よりも、研究現場で積み重ねられた「経験」こそが重視されるべきだという立場を強調することになることが多い。

②解釈主義：社会の正体は人間の主観であるという信念。哲学分野の現象学や解釈学の影響。

両者は互いに排除、無視することで、事実上二つの社会科学が互に無関係に成立してしまっている。そのため「客観的な社会」と「主観的な社会」の間で交流が途絶している。各々は内部で循環し、都合な「データ」や「成果」だけを選び出して再生産されているにすぎない。

実証主義と解釈主義、二つの立場から派生した様々な立場もそれぞれ大きな力をふるっており、出発点であった実証主義と解釈主義に対してもおおむね無関心である。しかし、そのような学問上の、理論上の展開とは別に、実証主義と解釈主義の間の対立は依然として無意味ではないどころか、ますます際立っている。むしろ、実証主義と解釈主義という出発点から遠く隔たってしまうほどに、多く

の人々の議論はますます互いに理解しあう機会を失っていく。むしろ、互いに何の関係もないと思い込んでいる議論が、根源にまでたどっていくと実は、実証主義と解釈主義の間の対立に出発していたことに気づかされる。

ようするに、「社会」は実在するのか、それとも単に人々の主観でしかないのか？おおよそこれまでの社会科学にあつて根源を問う論争はこの二者択一に基づいている。すべては「あれか、これか？」という二者択一。あれでなければこれという思考で一貫している。

そして、しかし、このような対立が生じる原因は、あらゆる問題を二分法で考えようとする人間の性向に起因しているのではないか。つまり、社会は客観なのか主観なのか？という二分法にとらわれているだけなのではないのか。人間の思考（脳？）の特性である二分法を問い直したならばはるかに有意義な思考が可能になるのではないか。

もしもそうならば、人々は自分たちで作出した枠組みにとらわれて、そこから逃れられない状況が続いているといえるだろう。つまり、「社会」というのは、客観的な「自然物」なのか、それとも人々の主観に基づく、「社会的構築」なのか。互いに相いれない対照的な「社会」について考察しつづけてきたのである。

そんな社会科学には、認識枠組み自体の改変が必要なのではないか。

3. 世界3としての社会

社会科学の対象である「社会」を、人間が作り出した世界3として、人間と無関係な世界1や人間の主観からなる世界2と区別して捉えなおすことで、社会科学は新たな客観性を獲得できるのではないか。

社会学には当初から客観性問題がある。マックス・ウェーバーは「客観性論文」(1904年)

でその後の社会学理論に決定的な影響を及ぼす議論を行った。それは社会科学における客観性を論じる中で、究極的な形での客観性の可能性を否定した。特定の社会科学において規約（約束事）として「客観性」を確保することは不可能ではないが、規約の根拠を問い直すならば、それはない。究極的な根拠づけは、人々の主観に依存しているというのがウェーバーの主張であった。ここから社会科学における解釈主義の隆盛が、実証主義（科学主義）への対抗という側面も含みつつ開始する。

しかし、社会を人間の主観に依存する部分と人間の主観から切り離された部分に分けて考えるならば、新たな議論が可能なのではないか。つまり、世界3に属する「客観的な社会的存在としての社会」を考えることである。そして、このように考えるならば、ポパーやフリードリヒ・ハイエクが考えようとした社会の進化の問題をさらに前進することができるのではないか。

そして、従来の社会科学を支配してきた実証主義と解釈主義の対立は、世界1と世界3を区別できない実証主義（社会は自然物：19世紀流社会法則や数値主義）と、世界2と世界3を区別できない解釈主義（社会はすべて人間の主観：社会は共同幻想など）が、互いの方法論的・認識論的過誤から抜け出せないだけなのではないか。

つまり、世界2に属する人々の主観と、人々の主観が生み出しながら生み出される端から世界3に属する客観的な存在になっていく社会的存在を区別するならば、客観的社会存在が確かに「進化」することを捉えることは可能なのではないか。実証主義流に数値化による統計処理で「理論値」を延々と生産していくことの限界も、また解釈主義流にあらゆる社会問題を文学化（キャッチフレーズの魅力を競うコトバ主義、レトリック競争）、（ポパー的にいえば）心理学化することの不毛さも乗り越えられるのではないか。

ただし、三世界論には、三つの世界、とりわけ世界1と世界3をどうやって区別するのかという問題がつきまとうことをあらかじめ認めなければならない。たとえば、「家畜」というのは世界1に属する自然物なのか、それとも人間の手で加工された世界3に属する人工物なのか。そして、乗り物としての「馬」とバイクや自動車の間の相違はどうやって決まるのか。たとえば、人はしばしば自動車に愛称をつけて「今日は・・・ちゃんに乗っていく」などという会話をを行っている一方で、自動車を構成する鉄や銅、アルミなどの金属元素は明らかに世界1に属する。

4. 進化する社会

社会は進化するのか？

「進化」の問題は、実は今日の社会科学にあっても隠れた重要問題。20世紀の社会科学、とりわけ解釈主義系の文系全般にとって「進化」は非難や皮肉の対象であった。社会科学全般でみられる「社会ダーウィン主義」に対する非難は、それが「弱肉強食」の無慈悲な淘汰を推奨しているという理解に基づく。また、しばしば社会学者が用いる「能天気な進化主義」といった言い方が示唆しているように、悲惨な現状や未来を強調する志向の裏返しとしての皮肉な態度も広くみられる。

しかし、そのような「進化」に対する理解は、人間の内面（世界2）と人間が作り出したもの（世界3）を混同することによって生じているのではないか。つまり、一向に進化しない人間の思考と、現実に進化が積み重なっている客観的な世界を不当に同一視しているだけなのではないか。

言い換えれば、人間は時を経れば死んでいくので、世界2は毎世代赤ん坊から成長する必要があるが、人々が相互的に作り出した世界3は個人の存在から切り離されて「進化」できるのではないか。現に、われわれの内面（世界2）自体も、長年にわたって積み重ね

られた世界3の進化によって大きな影響を受けているのではないだろうか。たとえば、幼児の内面は非常に粗暴なものを含んでおり、周囲の人々に対して乱暴な行動に走る傾向も持っているが、成長した後の人々にはそれが抑止されることが多い。気に食わないおもちゃを投げ捨てて壊す幼児は珍しくないが、「むしゃくしゃした」といって自動車を暴走させて事故を起こす大人はあまり多くない。

ドイツの社会学者ノルベルト・エリアスが「文明化の過程」と呼ばれる議論で展開した「文明」というのは、まさに世界3の問題だったのではないか。ヨーロッパや日本の中世の人々が路上を半裸で歩いたり、武器を持ち歩いて私闘をしたりしていたのが、「文明化」によってそういうことをしなくなる。もちろんそういう傾向を個人として持っている人はいるが、それを許さない傾向が生じて人々を拘束するようになる。もちろん賛否両論に分かれる議論ではあるが、一向に進化しないように見える個人の内面とは別に、社会制度や習慣、そして文化は客観的に「文明化」、あるいは進化しているのではないか。

そして、同じ問題は自然界の進化と社会の進化を同質視してきた実証主義の「進歩主義」についても問われなければならないだろう。自然界（世界1）の進化や進歩、つまり通常生物学が論じているような「進化」と、人間が相互的に作り出している進化を同一視することは多くの混乱の原因だろう。そもそも人文社会科学で長く悪評を受けてきた「社会進化論」は生物界での繁栄と絶滅の類推（アナロジー）で人間社会や国際関係を論じようとしてきたことに基づいている。昆虫の世界で大発生や大量死が起こるように、血統（遺伝、DNA？世界1？）において優れた「優等民族」が劣った「劣等民族」を征服して理想の大帝国を建設するのだというわけである。もちろんこれも世界1と世界3を不当に同一視することによって生じた暴論であった

といえるだろう。

また、この種の暴論を特定の史実やヒトラーのような人物に結び付けて非難するだけよりも、本来別であるべき世界1と世界3の混同として論理的に明快に批判することができることも、おそらく意義のないことではないだろう。

繰り返しになるが、これらの過誤は世界2と世界3を区別しない解釈主義や、世界1と世界3を区別しない実証主義が認識領域を混同しているために起こっているにすぎないのである。

再考：言葉と物

本報告については、慶応義塾大学の堀越比呂志教授から興味深い指摘を受けた。簡単にいうと、世界3を単に「人間が作り出したもの全般」と定義するのは乱暴であり、領域が広すぎるために議論に混乱を引き起こす。むしろ、世界3は「人間が言語化した世界」とすべきなのではないか？という問いである。言い換えると、本報告では世界3をモノとして捉えることを提案したが、堀越教授はむしろ世界3をコトバとして捉えるべきであると考えている。まさに言葉と物の対立であり、まさにミシェル・フーコーの有名な著作の表題を思い起こさせる。

フーコーによると、中世の人々はすべてを「類似性(*la ressemblance*)」でとらえていた。このため中世では言葉と物が混同されていて、夜空の星の動きが地上の人間の人生と「類似」しているなどと考えられていた。これに対して、「古典主義」から近代に向かう中で、言葉と物は次第に区別されるようになる。そしてさらに時代が進むと物よりも言葉が重視されるようになる。「言語論的転回(*linguistic turn*)」という標語が典型で、人間が知の世界で主に扱っているのは結局「言語」だけなのではないか？という考えが力を持つようになった。もちろん、この「言語論的転回」というのもそれ自体が言語表現であっ

て、言語によって言語を表現することで、言葉はついに物と手を切ることができるのかもしれない。

視点を変えると、言語は物と手を切ることによって、まさに世界3存在としてより客観化し、しかも進化しているのかもしれない。このように考えると、世界3は言語化された世界なのではないか？という問いかけは、本報告にとって大きな意義をもっている。肝心の「言語」についての捉え方については様々な立場があるのだが、世界3を「言語」として捉える思考には三世界論全体を大きく進展させるきっかけがあるのかもしれない。

つまり、本報告で世界3を定義した「人間が作り出した世界」を、人間の「言語」——言語化された世界——として捉えなおすならば、たしかにこちらの方がより説得力を持っているように思われる。理由は簡単で、人間は多くの場合「言語」によって考えるからである。

ただし、言葉と物の区別や言葉の優越という思考には大きな弱点がある。それは多くの人々にとって理解が困難であるという事実である。また理解が困難であるだけでなく、実用性があるのかという問題にも直面する。

理由は簡単で、フーコーの主張にもかかわらず今日でも大半の人々は言葉と物を区別して考えていないからである。現にマスメディアは言葉と物を巧妙に混ぜ合わせて提供している。言葉で物を売りつけるネット販売が日々進化しているのはまさに代表例である。

また世界3を厳密に「言語」として定義するのならば、上記の哲学的な趨勢にも合致する。たしかに私の手元には万年筆やパソコンという物がある。これらを世界3の存在とするのが本発表の提案であったが、万年筆やパソコンを構成する樹脂や金属、インク、その他はいうまでも世界1に属する自然物とその複合物や混合物である。

すると「万年筆」や「パソコン」というのは何なのか？というわけで、プラトンのイデア論以来の話が始まることになる。そして、「万年筆」や「パソコン」というのは物ではなくて、言語であるということになる。まさに言語の優越という思想である。しかし、物としての万年筆やパソコンと、言語としての「万年筆」や「パソコン」を哲学的に区別することによって認識上に特別な利得があるのかといえば難しいのではないか。

むしろ、世界3という「バケツ」に言葉と物の両方を放り込んでおいた方が、理解が容易で、そのために認識価値も高くなるのではないか。つまり人々が素朴に自然物と人工物を区別できる視点を維持したほうが、哲学者流に「言語」に専心するよりも実用性が高いのではないか。

文献

カール・ポパー、『歴史主義の貧困——社会科学の方法と実践』、久野収・市井三郎訳、中央公論社、1961年

カール・ポパー、『客観的知識——進化論的アプローチ』、森博訳、木鐸社、1974年

カール・ポパー、『果てしなき探求——知的自伝』、森博訳、岩波書店、1978年

ノルベルト・エリアス、『文明化の過程 上下』、赤井 慧爾・中村 元保・吉田 正勝訳、法政大学出版局、2004年

犬飼裕一、「世界3と社会学：カール・R・ポパーと新しい社会像の可能性」、『社会学論叢』第196号（日本大学社会学会）、2019年

犬飼裕一、「世界3と客観的社会存在：カール・R・ポパーと新しい社会像の可能性2」、『社会学論叢』第199号（日本大学社会学会）、2020年

犬飼裕一「AIと世界3：カール・ポパー三世界論による社会学の可能性」、『研究紀要』（日本大学文理学部人文科学研究所）、第100号、2020年

犬飼裕一、「ルーマン、歴史と意味学派——
「近代社会における近代的なるもの」(1990)
を読み解く中で——」、『研究紀要』(日本大学
文理学部人文科学研究所)、第 101 号、2021
年

犬飼裕一、「解釈主義の限界と新しい客観性：
マックス・ウェーバー、ジンメルへの代案と
しての三世界論」、『研究紀要』(日本大学文理
学部人文科学研究所)、第 102 号、2021 年

犬飼裕一、「三世界論と歴史社会学の新提案：
客観的な世界 3 存在としての歴史と社会」、
『研究紀要』(日本大学文理学部人文科学研
究所)、第 103 号、2022 年

犬飼裕一、「科学の発見、そして社会と歴史の
発見 スティーヴン・ワインバーグ、カール・
ポパー、そして歴史主義再考」、『研究紀要』
(日本大学文理学部人文科学研究所)、第 104
号、2022 年

実証主義的な知の概念が生み出す哲学的混乱 ——ポストモダニズムから現代の米国極左まで——

嶋津 格

本来完成された研究論文としては、それぞれに引用の原典とページ数を示し、読者が独自にそれらにアクセスできる形式を整えることが要求される。だが以下では、その作業をミニマイズして、現在私の記憶にある限りでの引用に留め、報告時のアイデアを言語化することを優先させたい。その意味で以下が不完全な「生煮え」の論文であることをお断りしておく²⁸。

米国の大学キャンパスにおける言論の不自由

マイケル・レクテンウォルドの『雪の結晶が解ける時』という面白いタイトルの本²⁹を読んだ人は少ないと思う。そこには、最近ではわが国でも徐々に知られるようになってきた、米国キャンパスで行われている、いくつかの驚くべき言論抑圧の制度が紹介されている。ちなみにこれらの制度は、＜社会正義＞(Social Justice)³⁰の名の下に正当化されている。

1) 安心空間(safe space)

この語の起源は古く、1960年代にロサンジェスのゲイ・バーやレズビアン・バーまでたどれるという。まだゲイやレズビアンが社会で公認されておらず、眉をひそめるような

対応が普通だった時代に、特定のバーがその種の性的嗜好をもつ人々が批判的な言辞にさらされずに集まれる安全な場所だ、と示すためにこの語が使われたらしい。その後これが、フェミニストのサークルで使われるようになって広がった。その場合はもちろん、男性支配的な言辞に汚染されていない、フェミニストにとって安心な空間、という意味になる。一般化すれば、マイノリティがマジョリティを排除して自分たちの言説が支配する空間を確保する、といった意味であろう(もちろん女性はマイノリティではないが、フェミニストは、特にその主観において多分、マイノリティなのであろう)。また、この語が物理的な危険を問題にしているわけでないとするれば、safeの訳語は「安全」より「安心」の方が適切だろう。

そして最近では、その安心空間が、大学のキャンパスにも設けられるようになった。レクテンウォルドが講師として教えていたNYU(ニューヨーク大学)にこの空間があるのは確かだが、他の大学にも広がっているらしい。その場合このスペースは大学当局によって設定されるのだから、その「安心」、つまりマジョリティ(白人男性)をそこから排除するについては、大学がその責任をもつことになる。ではその設定に反してその部屋に入ってくる者がいたら、大学はどうするのか、といった点も興味深い。米国のことだから、そのための規則を明文化し、違反行為にはサンクションを規定して厳格に対応する、といった扱いが想像される。

2) 引き金警告(trigger warning)

Snowflakes: "Social Justice" and Its Postmodern Parentage, An Academic's Memoir, 2018 (Kindle)

³⁰ 後で述べるブラックローズたちも、米国左翼の使う「社会正義」が独自で特殊な用法であることを示すために、それを大文字で書いて一般名詞と区別している。私もその書法に従うため、以下ではこれを「＜社会正義＞」と表記することにする。

²⁸ ハイエクの論文「抽象的なるものの先行性」(嶋津監訳『哲学論集』春秋社ハイエク全集Ⅱ4、所収)は、私がもっとも好きな論文の一つだが、彼がアルプバッハで即興的に話した内容が元になっており、論文中で「half-baked(生煮え)だが」と自分でも断っている。私がそれに習うのもおこがましいのだが、老齢に免じてお許しいただきたい。

²⁹ Michael Rectenwald, *Springtime for*

最近ではテレビ番組などで目にすることも
あるが、大学との関係ではこの語は授業など
の内容に関わっている。授業聴講者につらい
気持ちを起こさせるような内容が授業に含
まれる場合に、この制度はそのことを事前に
シラバスなどで警告しておくことを要求す
る。フェミニストのソーシャルメディアやブ
ログが始まりで、学問の場に移ってきたとい
う。

この警告をしないで一部の学生にとって
ストレスfulな内容の授業をすると、学生が
「警告がなかった（あれば授業に出なかった
のに）」としてそれにクレームをつけ、教師が
大学から責任を問われる、といった事態の発
生が予想される。ではその違反の判定は誰が、
何に基づいて行うのか。下手をするとその閾
値がどんどん下げられて、思想警察的事態に
なることも危惧される。現実には、『ファニー・
ヒル』のような本は「感情損傷的教材
(offensive text)」とされる恐れがあるため、
大学のカリキュラムからは完全に外れるこ
とになった、という。

3) 偏見通報ホットライン (bias reporting hotlines)

大学にはあらかじめ偏見対応理事 (bias administrator) や偏見対応チーム (bias response team) が設けられており、「バイアス事例」「バイアス違反」「心理的攻撃 (micro-aggression)」を経験したり目撃したりした場合に、そこに連絡するためのネット上または電話のホットラインが設けられている。そして授業の中で教師が口にしたバイアスを学

生がそれを通して大学に通報する、といった
制度である。私には、ナチスや各国共産党、
神権政治の国などで実施される、体制を批判
する言論の通報制度を想起させる。

レクテンウォルドの場合は、SNS への一連
の書き込みを大学から問題にされたので、キ
ャンパス内の発言が対象になったわけでは
ないが、NYU は、彼の了承の下に有利な条件
を提示して (外部の批判を浴びている教師を)
授業から外す、という複雑な対応を取った。

4) 登壇拒否 (no-platforming)

これは「危険な」講演者、特に「論証的暴
力 (discursive violence)」を揮うことが予想
される者が授業や講演などで演壇に上がる
ことを事前に拒否する、という活動である。
学内のデモや反対運動などによって言論封
殺を行うもので、「制度」とは言えないかもし
れないが、大学当局はこの種の圧力に屈する
ことが多く、その限度では大学運営の問題で
もある。また反対運動には、アンティファ
(antifa=anti-fascism)³¹などの過激派が参
加して、物理的破壊が伴う場合もあるが、一
般にその犯罪は大学にも警察にも大目に見
られる。少し古いですが、2017年にUCバーク
レイでミロ・ヤノプーロスが、ミドルベリー・
カレッジ (バーモント州) でチャールズ・マ
レーが、予定されていた講演を阻止された。
日本でも同年、一橋大学で、予定されていた
百田尚樹の小平祭での講演が反対運動の結
果中止された³²。

著者のレクテンウォルドはある時までポ

³¹ アンティファについては、粘り強い実地調査に
基づく優れた著書として以下のものを参照。Andy
Ngo, *Unmasked: Inside Antifa's Radical Plan to
Destroy Democracy*, 2021 (Kindle)

³² 立派な憲法学者が何人もいるはずの同大学法学
部が、一体どのような対応をとったのか、何もしな
かったのか、知りたいところではある。ネット上では、
「一橋大学はアジア人留学生が多い大学なので、予
想される彼らに対する侮辱的言論を防ぐため」とい
う理由でこの処置を是認する意見を詳しく述べてい

る論者のページを目にした。言論の自由を原則にす
ると必然的に、相手の言論によって傷つく人も出る。
しかしそれは基本的に、本人が我慢すること (そして
できれば反論すること) を、この原則は要求するはず
だ、というのが私の見解である。批判されることを回
避する人々の社会では、言論の自由は存立しえない。
学生たちが投票で選び、本人も承諾していた講演者
の発言内容を事前に一方的に予想して行われた、反対
「運動」による検閲を容認するのは、憲法理論とし
ても論外かと思う。

ストモダニズムの立場に立ち、それにしたがって論文も書き講義もしてきた。しかし比較的最近自分の立場を見直し、ポストモダニズムに批判的見解に転じた。その彼が、上記のような米国の左翼運動は（たとえばトランス・ジェンダー推進運動も含めて）、ポストモダニズムを思想的基礎にしている、というのである。他にも、その一部である批判的人種理論（critical race theory）に従って、学生が寮の同室者を選ぶ場合にマイノリティが同じ人種同士になるよう配慮するとか、卒業式を人種別に行う、といったものもある。レクテンウォルドは、「このような扱いは逆向きの人種隔離（segregation）だよ」と SNS に書き込んで、大学の（人種関連）政策への批判を行ったが、この種の一連の書き込みが問題にされたのである。

しかしこの本は自伝的な文脈で、「ポストモダニストであった私が言うのだから間違いない」といった書き方のため、私には、彼の言うポストモダニズムと米国左翼運動の関連がよく理解できなかつた。ところが、最近読んだブラックローズらの本がまさにこの点を詳細に説明していて、私なりに納得できた。この点については本稿の最後の部分で紹介することにする。ただ私の観点から言えば、この種のポストモダニズムのより背後には、哲学の世界に根深い実証主義の陰が見える。この点はポパーにも関連しているので、それをまず論じたい。

規制理念としての真理と実証主義—— 知は「獲得」できるのか

ここでの議論は私がいくつかのところですでに論じたこと³³が中心なので、詳しい議論はそちらを見ていただくとして、以下では

³³ 「無知の知をめぐる考察」批判的合理主義 Vol. 11, No. 2 (2019年12月)、「民事事件における事実の認定——「言語の内と外」各論として——」法哲学

ドグマ的に箇条書きにしてその結論だけを述べさせていただく。

・真理は規制理念である。

これはポパーの主張だが、それについての私なりの理解がどれほどポパー自身の意図に近いかはよくわからない。

・「知る」という動詞は、真なる命題にしか使えない。だから、本当に知っているなら、その内容は真である。しかしこれは単なる動詞の文法であって、知るという活動さえ正しく行えば結論が必ず正しくなる、というような夢のような活動が存在するわけではない。長い伝統をもつ哲学の「認識論」は、この点で前提を誤っているかもしれない。

・命題 P について「証拠がそろっていること = Q」や「人々が真だと信じていること = B」は、P が真だと人が信じるための根拠の一部にはなるが、P が真であることと同値の関係にはなりえない。Q や B が成立していても P が偽になること、は論理的にいつも可能だからである。その意味で「真」（そして知）は超越的概念である。だから Q や B があっても、「P は本当に真だろうか（私は本当に知っているのだろうか）」と疑問をもつことは、つねに可能である。それでも真をめざす（真を規制理念として設定して進行する）議論と、別のもの（知的優越性や権威、支配、利益など）をめざす議論が区別可能である、という限りで、「真」が理念として（議論の的として）機能しうることは明らかだから、「真」は無意味ではない。ただ真はあくまでもめざすべきもので、でありそれに留まる。つまりそれを、最終的な形で「獲得」することはできないのである。

・実証主義とは、真（および知）の超越性を克服または回避しようとする（成功の希望が

年報 2013 (2014 年)、「正義論の経緯と現状」拙著『問いとしての〈正しさ〉』第 7 章、など。

もてない) 誤った試みのことである。

・(デイヴィッドソンやヴィトゲンシュタインに見られる) 基準 (criteria) 論は、「いかなる基準が充足されている時に P だと言えるか」を問題にし、P の「意味」とこの基準の充足とを同視する傾向がある。しかしたとえば、目だけしか見えない人と耳だけしか聞こえない人がイヌについて(健常者の通訳を介して) 会話する場合、両者に共通の基準はありえない。では両者は異なる対象について会話している、と考えねばならないだろうか。我々の日常の言語使用においてはむしろ、人によって依拠している基準は(その人の成長と言語獲得の過程に応じて) 実際には異なっているのではないだろうか。それぞれが暫定的にもっている自分で勝手に設定した(本人が自覚しているともかぎらない) 基準を相互に調整しながら、当人たちは同じ対象について話している、と考えているのではないか。対象の存在は、基準設定の前に、それにコミットするものである。そしてそうすることで、厳密には一致しない複数の基準によっても同定しうるものとしての対象が、言語的世界に登場するのではないか(そして、どう試みてもこの関係が成立しない対象は、幻想とか錯覚とか呼ばれ、存在しないものとされるのである³⁴)。

・法理論において「認定のルール (rule of recognition)」を問題にする H. L. A. ハートは、基準が共有されているから認識が一致する、という論理に立っているようだが、その前提も危うい。〈法(的諸関係)や権利〉も、神も、貨幣価値も、言語の意味も、その存在に人がコミットすることで、事後的にそして社会的に生成するものなのではないか。

・かつて論理実証主義においては、「verification」が語られた。これは「検証」

が定訳であるがむしろ字義通り (veritas=真だから)「真化」と訳す方が、この語に託されたねらいがよくわかると思う。この立場は、何らかの方法によって P を真にすること(真化)ができる、と考えたのである。つまり「真」の超越性を廃し、それが手の届くところにあるようにする、もしくは、手の届くところにあるものを「真」に(代替)する、ことを目指したのである。この目論見が成功すると、すべての P は、理念的に真と偽と無意味 (verifiable でないもの) に三分されつくすことになるはずであった。この試みの破綻を見事に示したのが、まさにポパーの理論である。『科学的発見の論理』は、普遍命題の真が確定できないと(だけ)論じている、と考える人が多いが、よく読んでみるとポパーは、経験命題の特定にも、単称命題(これには occurrence と event が区別される)の真偽如何にも、確定的結論が出せるとは言っていない。これらは、やってみないとわからないこと、なのであり、それで一向にかまわない、とポパーは言っていると思う³⁵。科学に「真化」は不要なのである。

・「言語論的展開」(J. ローティ編の論文集のタイトル)の後には実証主義的情熱は、「P である」ことと、言語ゲームにおいて「P だと言ってよい」こと、つまり発話としての正当性やゲームのルールへの合致、とを同視または意図的に混同しようとする事に向かう。これも真の超越性回避のための一つの戦略と考えることもできるだろう。

・ちなみに、T. クーンが短い論文で、科学的「真」を研究者共同体の集団心理の問題に解消しているのを讀んだことがある。確かに、現在「真だと信じられていること」は何か、について具体的回答を得ようとする場合には、このようなアプローチも可能だろう。し

³⁴ 存在するものとそうでないもの、についてのこの議論は、ポパーの何が経験命題か、についての議論に類似する。要するに、複数の主体が自分の経験を語ることでその経験の共通性を試してみるしか、それ

は確定できない。

³⁵ 拙稿「客観と主観、発見の論理と心理——ポパー理論の批判的検討に向けて——」上原・長尾編『自由と規範』東京大学出版会、1985年、初出。

かしその場合も、この集団心理は確定的ではなく、多くの場合様々な少数派・反対派を含む動的なものである。そしてその動的な集団心理の運動を導いているのが、超越的な「真」の概念なのである。だから、集団心理に真を解消できるとするのは誤りである。その集団心理とは、「何が真か」をめぐるその共同体が信じていることなのだから。真理概念を抜きに問題の「心理」を特定することはできないのである。

米国左翼の急進主義へとつながるポストモダニズム (PM)

以下では、このテーマについて書かれた本³⁶の内容を紹介しながら（報告の当日使用したパワーポイントより）、私のコメント（イタリック部分）を加えてゆきたい。

PMの3期と貫通する2つの原理

PMの3期とは、以下の通りである。

- ・1960年代から70年代にフランスで盛んに論じられたオリジナルのPM（第1期）
- ・1980年代から90年代に主に英米圏のアカデミアに移植されて実践的関心から注目されるようになった応用的PM（第2期）
- ・2010年代以降に米国のアカデミズムと社会運動において急進主義化した、実物化されたPM（第3期）

そして、この全期に貫通する2つの原理と4つのテーマが挙げられる。

原理1は、知の原理である。これは、客観的知と真理への根源的懐疑を基礎にする。そしてこの態度は、知についての文化的構成主

義につながる。

原理2は、政治の原理である。ここでは社会は権力と（上下の）階層秩序で構成され、それが、何がいかにして知りうるのか、を決定するのだ、とする。

つまり知や真は客観的でありえない以上、誰かによって決定されるものでしかありえない、というのである。ここでは、（世界に存在するはずの正解を求める）認定または判定と（処分によって世界を変更する力をもつ）決定が、多分意図的に混同されている³⁷。例えば数学問題の正解は、多数決であろうと何かの権威・権力であろうと、それを変更することはできない。誤った認定を正解に変更する力は誰にもないのである。似たことは、裁判の事実認定でも起こる。つまり、有権的な裁判官による有罪認定の判決が、無実の被告人を犯罪の実行者に「変更する」ことができるわけではない。ただ法の世界内において、誤っているが有効な有罪の認定をし、処罰を課すことができるだけである。具体的な場面で被告人の有罪無罪を確実に知ることが困難な場合は多いが、判決によって無実の人が真犯人と入れ替わるわけではないし、実際本人はほとんどの場合、自分が真犯人か否かを知っている。それに日本を含む国々の刑事訴訟法は再審制度を備えているから、確定した判決であってもそれが誤りうることを、むしろ制度的前提にしているのである（ただし制度上、誤った無罪判決を確定後に取り消す方法はないが）。

これに対して、世界を変更できる決定というものも存在する。契約が成立すると、それまで存在していなかった権利と義務がそれぞれの当事者に発生するし、物権行為によっ

³⁶ Helen Pluckrose and James Lindsay, *Cynical Theories; How Activist Scholarship Made Everything about Race, Gender, and Identity—and Why This Harms Everybody*, 2020 (Kindle)

³⁷ この混同の例として挙げられる本は多いが、その一つは、カール・シュミットが若い頃に書いた *Urteil* を表題に含む小さな著書である。このドイツ

語は、決断、判決、判定などと訳せる語だが、シュミットは語の複数の意味を利用して、そのすべてを「決断」の問題として処理しようとする（決断主義）。私の指導教官お気に入りの本だったが、事実認定論に取り組んでいた私には、読んでみて最悪の混乱した本に思えた。

て、所有権は移転し、権利関係のネットワークはその限度で変更される。もし売却後にかつての所有家屋に無断で立ち入れば、今度は不法侵入罪に問われるのである。有効な宣戦が行われると国家間で戦争状態になるし、平和条約によって戦争状態は終了する。これらはもちろん、認定や判定ではなく決定（または決断）だから、世界をその限度で変更するのである。

貫通する4つのテーマというものも挙げているので、その名称と簡単な説明だけ以下に挙げておく。

テーマ 1/境界（カテゴリー）のあいまい化

例として、LBGTのどれでもないもの、カテゴリー化を拒否するものとして Q=クイアー (queer) が登場させられる。既存のカテゴリーに潜む権力性を否定するというこらしい。

テーマ 2/言語の力

既存の言語に含まれる支配関係の問題化と、それを変更するために、新しい言語のシステムを強引に導入しようとする試み。

テーマ 3/文化的相対主義

先進と未開、多数派文化と少数派文化の優劣は語るべきでなく、結果としてすべての文化は平等だ、とするような態度。

テーマ 4/個人的なるものと普遍的なるものの喪失・放棄

アイデンティティを共有する各グループ間の支配・被支配を問題にするために、グループ中にもある様々な個人差は問わない。人間としての普遍性は無視する。

第1期 オリジナル PM

・1960～70年代のフランスで、Foucault, Derrida, Lyotard など。

PM：近代主義と近代性を否定 (Post Modern という場合 post の意味は、「近代の

後に来るもの」ではなく、近代的なるものの存立・妥当性を全否定するということ)、啓蒙的価値、特に知の生産に関する諸価値の否定が特徴

・PMは、近代主義による<神権政治、奴隷制、家父長制、植民主義、ファシズム、他の多くの形態の差別>の打倒をより過激に継承する。同時に、啓蒙期の確実性にたいする信念を強く懐疑する。

啓蒙主義は知と理性に夢を見た時代なので、知と理性の限界に対する理解が足りない。その点は嶋津の見解も同じ。しかしそれを、科学の優位性の否定に直接つなげるのは誤りである。むしろ誤りうること、そして誤りが公開の場で確認されることによりさらに進歩できること、が科学の利点というべきなのである。

・他方、客観的真理を否定。「知」と「真理」は社会的構成物とする。科学と理性、証拠に基づくテストの意義を拒否。結果として、リベラリズムは抑圧の一形態とする。あらゆる権威に対する「脱構築」に専念。

・彼らは自己永続化する権力システムに関心を集中していたので、(この時期の) PM 理論家の中で、何か特定の政治活動を擁護する者はほとんどいなかった。彼らはむしろ、崩壊ごっこや虚無的絶望に従事することを好んだのである。←第2期、第3期の PM との差

・IP (identity politics) もまだ始まっておらず、PM 思想家たちはほぼ全員が白人男性西洋人だった(その点が、後に批判もされる)。

・西洋文明の核心にあるリベラリズムと近代性は、PM によって観念のレベルで大きなリスクに晒された。

・しかしオリジナル PM は、自己自身を含むすべてのものに対する懐疑主義によって自己崩壊した。

第2期 応用 PM

・PMは、1980年代から90年代にかけて、<批判的社会正義>の活動家たちによって再び取り上げられた。(まるでこのグループのみが社会正義を論じているかのように)

・マルクス主義(メタナラティブの一つとして否定されることになる)への幻滅も PM 隆盛の原因に。(左翼的・反体制的活動の)意味の喪失にたいする恐怖の増大。PMの核心にある絶望。

・大学内では、精神分析、言語学、哲学、歴史、社会学、などの分野でPMが浸透。大学のポストを獲得する就職戦略としても、PMは有効だった。弱者の味方、見えざる社会的抑圧の暴露、といった立場が、優れた新たな学問的可能性を開く、ように見えたため、多くのポストが大学で用意された。

・Social Justice Movementの社会的影響力増大：“identity politics”，“political correctness”として大きな力をふるった。

その後これらの語は、徐々に否定的な文脈で使われるようになり、支持を失いつつある。

・PMが社会の核心に見る問題は、不当な権力へのアクセスにある。

・以前はなかった実践的目標、つまり＜社会正義＞と自称しているイデオロギーの描くイメージに従って、社会を再建することが掲げられるようになる。

ただし、マルクス主義などとは異なり、その「イメージ」または運動のエンド・ポイントは明確ではない。

・これら学者＝活動家が使う言葉の意味は、通常のと異なる。たとえば、racismは人種差別であるが、PMがいう(systemicまたはstructural) racismは一般人が理解するracism(人種差別的偏見をもったりもたなかったりする個人の問題)とは異なる(PMのいう人種差別は、社会の構造に内在しているとされるため、個人的努力で克服できるものとは考えられていない)。この見解を採ることにした人々は、物理的には身近にいるかもしれないが、知的には離れた別世界にいるため、彼らを理解したり彼らと意思疎通することは、信じられないほど困難になる。・・・我々の人間的な社会関係を、最悪の冷笑的やり方で解釈³⁸する者・・・

様々な分野における応用PM

・ポスト植民地主義(第3章)：他を救うために西洋を脱構築

・PM的ポスト植民主義のアプローチは、リベラルなそれと根本的に異なっており、しばしば、オリエンタリズムの二項対立を克服するのではなく永久化させている、として批判される。

・クイアー理論(第4章)：正常(ノーマル)からの自由

・性、ジェンダー、セクシュアリティは、主に支配文化に依存する社会的構成物だ、とクイアー理論は考えるので、物質的進歩(格差の解消など)には関心が薄く、支配的会話が如何にして「男性」「女性」「ゲイ」のようなカテゴリーを打ち立て強制するのか、の方により関心を払う。

・批判的人種理論とインターセクショナリティ(第5章)：あらゆる所に人種差別を見ることによってそれを終わらせる。

インターセクショナリティとは、複数の差別的カテゴリーの重なりをいう。たとえば、黒人女性は、黒人であることと女性であることで二重の差別の下に置かれるため、黒人一般、女性一般とは異なるレベルの被差別者という位置づけを与えられるべき存在、と論じられ、それに該当する人の自伝的著書が高評価を受けたりする。原理上は三重、四重のインターセクショナリティを問題にすることもできるから、それによって被差別者のグループはますます細分化されてゆくことになる。

・マテリアリストの人種批判家と対照的にPM理論家は、言語システムと社会システムにより大きな関心があるので、対話を脱構築し、言外のバイアスを見つけ、背後にある人種差別的仮定と態度に対抗することにより大きな関心を払う。

・様々なフェミニズムとジェンダー研究(第6章)：洗練としての単純化

・インターセクショナルなアプローチを採ることは黒人フェミニストに特有のものだったが、究極的にはそれはフェミニズムを支配した。この論理では白人のフェミニストは、黒人フェミニストとの関係では加害者の立場に立つことから、陰の薄い存在に。

・インターセクショナルなフェミニズムとクイアーのフェミニズムは、女性たちが共通の経験をもつことを否定したことで、女性であることが何を意味するのかさえ複雑にしてしまった。

・障がい研究(disability studies)と肥満研究(fat studies)：支援グループのアイデンティティ理論

・(遅れて来たので新しい理論の影響を受けた)結果、障がい研究はインターセクショナルとクイアーの理論的アプローチをますます取り込んで、どんどんあいまい、抽象的に

³⁸ この「冷笑的」が、同書のタイトル(Cynical

Theories)になっている。

なり、障がい者たちの機会と生活の質の改善には適さないものになった。

・人気を博した『すべてのサイズの健康』という本は、すべての寸法の身体は健康でありうると論じている。医学的意見は、この発想に反対で一致している。

障害も肥満も、個性にすぎず、卑下して見られるべきものではない、というメッセージが、PMからは発せられる。ただこれが行き過ぎると、障害を軽くして健常者に近づこうとする人、肥満から脱してスリムになることをめざす人がそれぞれ、障害者、肥満者のグループに対する裏切り者とみなされる、といったことが発生する。「障害も肥満も、他と同じ誇らしい属性なのに、なぜそれから脱しようとするのか」「自分と同じ属性をもつ他の人々を、劣ったものとして侮辱するのか」といった論理である。障害があるより健常の方がよい、肥満よりスリムの方がよい、という価値観自体を社会的抑圧システムとして拒否する、という論理が行き着く先は、こんなものになる、ということだろう。

もしこの論理がもっと先まで進むなら、法を守る者と犯す者の間とか、努力する者と怠ける者の間とかにも差はない、犯罪者も薬物中毒者も差別されるべきでない、というところまで行くことも想像できる。しかし、結果として行き着く、すべての価値的序列化とお説教を拒否する社会³⁹とは、いったいどんなものになるのだろうか。

第3期 実物化されたPM

・PMの仮説を現実の客観的真理とする (reification=実物化)

PMの定義上、それをするものは「権力」になるはずだが・・・

- ・2010年代後半の文化戦争
- ・<社会正義>と呼ばれる独自の新宗教= Social Justice

³⁹ アラン・ブルーム『アメリカン・マインドの終焉』は1980年代にこの種の問題を提起して注目され

・Social Justiceの線にそった真実にかなうように我々の言語を検閲せよという圧力が増大

・何十年も前に、またはティーン時代に話したことで、キャンセル・カルチャー (PM的観点から非難に値する言行がある者に対して、職を奪うよう圧力をかけるなどの活動が行われること)の餌食にされる。

・Social Justiceの背後にある諸価値は、あまりに直感に反するので、理解するのが困難である。

・PMは、脱構築と希望なき出発点から、今日のほとんど宗教的ともいうべき執拗な活動主義 (activism) へと進化した。

・PMの主張：性は生物学的ではなく、スペクトラム (分布帯) に渡って存在している。言語は言葉の暴力でありうる。ジェンダー同一性の否定は人々を殺している。障がいと肥満を回復させたいとの願望は嫌悪すべきものである。すべては脱植民地化すべきである。

・Social Justiceを支持すると主張する者たちに対抗して、普遍的な自由の倫理と、理性と証拠 (に基づく議論) を擁護すべし。←著者たちの主張

・PMは、広く確立した信念にたいする懐疑的な再評価を発明したわけではない。しかしPMは、科学その他の形態をとった自由な理性使用 (民主主義と資本主義を擁護する議論のような) が、メタ・ナラティブというより生産的かつすぐに実施可能な形態をとる不完全ではあるが自己矯正的な手続きであること、が理解できないのである。←著者たちの主張

以上、本稿の最後には結論的なまとめを書くべきだが、今回は読者諸兄にその仕事はゆだねて、素材を提供するだけにしたいと思う。しかし私は、太平洋戦争後日本に乗り込んで来て、勝者の立場から自信たっぷりに自分の国の自由と民主主義を日本に押し付けたアメリカ人たちが、むしろ懐かしい気がする。日本の法学徒が現在も憲法学で学ぶのは、まさに彼らの精神なのである。その時代のアメリカと現在のそれが、いかに乖離しているかは驚くべきである。「壊れつつあるアメリカ」「アメリカの終わり」といったタイトルの本がいくつか書かれているが、アメリカの現状

た。

を知らば知るほど、本当に壊れてしまわない
か、危惧の念が大きくなるころではある。

編集後記

今回は 2022 年 8 月に行われた研究大会シンポジウム発表の完成稿を掲載しました。

研究会のホームページも随時更新されていきますので、またご確認いただければ幸いです。

本号についてのご意見等につきましては、編集委員（現在は、志村 昌司 shojishimura@gmail.com）までご連絡いただければ幸いです。

批判的合理主義研究（通巻 26 号）

2022 年 12 月発行

本誌は、『ポパーレター』（1989～2008, 通巻 38 号）を改題し、継承したものです。

発行人 志村 昌司

編集・発行 日本ポパー哲学研究会事務局機関誌編集部

〒600-8018 京都府京都市下京区市之町251-2 壽ビルディング 2F

TEL. 090-3842-9002

Email: shojishimura@gmail.com

入退会・名簿変更、会費徴収・会計管理に関しては、「日本ポパー哲学研究会事務局組織・会計部」にお願いいたします。

〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町 42-8 中央大学大学院法務研究科 富塚研究室 2826 号

tel. 03-5368-3661

fax. 03-5368-3630